

2012年2月22日

# 2012年度税制改正大綱解説レポート総集編

資本市場調査部 制度調査課

吉井 一洋

鳥毛 拓馬

是枝 俊悟

## [要約]

- 本レポートは、2012年度税制改正大綱に関する、大和総研資本市場調査部制度調査課の解説レポートをまとめたものである。

## [収録レポート一覧]

「2012年度税制改正大綱(概要)」 (2012年1月4日、全14頁) 吉井 一洋

…一体改革・復興増税等を含めた税制改正の全体像、改正のポイント

「2012年度税制改正大綱(家計関連税制)解説編」 (2011年12月20日、全22頁) 是枝 俊悟

…給与所得控除の上限設定、特定支出控除の範囲拡大、短期勤務役員の退職所得の課税強化、車体課税の軽減、地球温暖化対策のための税の創設など

「2012年度税制改正大綱(金融庁要望項目)」 (2011年12月21日、全7頁) 鳥毛 拓馬

…「地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置」及び「海外投資家に対する日本版レベニュー債の非課税債券化等」など

「2012年度税制改正大綱(資産課税・住宅税制)」 (2011年12月28日、全12頁) 是枝 俊悟

…固定資産税・都市計画税の住宅用地の据置特例の廃止、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税枠の延長・拡充、住宅取得等資金の相続時精算課税の延長など

「2012年度税制改正大綱(国際課税)」 (2011年12月29日、全8頁) 鳥毛 拓馬

…徴収共助に関する規定の見直し、国外財産調書制度の創設、過大支払利子税制の導入など

2012年1月4日 全14頁

# 2012年度税制改正大綱(概要)

資本市場調査部 制度調査課  
吉井 一洋

## 改正のポイント

### [要約]

- 2011年12月10日、政府は、平成24年度(2012年度)税制改正大綱を閣議決定した。
- 今回の大綱で示された改正内容は、社会保障・税一体改革に向けた抜本的な税制改革を控え、小規模なものに留まっている。ただし、いくつか重要と思われる改正が盛り込まれている。
- 以下では、平成24年度(2012年度)税制改正大綱で示された改正内容のうち、ポイントと思われる項目の概要を紹介する。

### 目次

1. はじめに	1 ページ
2. 個人所得課税(金融証券税制を含む)	2 ページ
3. 不動産関連	5 ページ
4. 相続税・贈与税	8 ページ
5. 法人課税	8 ページ
6. 車体課税	9 ページ
7. 地球温暖化対策税	11 ページ
8. 国際課税	11 ページ

## 1. はじめに

◎2011年度の税制改正は、従来に無く、複雑な経緯をたどった。

◎例年であれば2011年3月末までには改正法が国会で可決・成立していたはずであるが、今回は参議院における与野党逆転や震災への対応もあって、成立せず、2011年3月に適用期限を迎える措置について「つなぎ法」により6月末まで期限が延長された。その上で、6月10日に当初の2011年度税制改正法案が下記の2つに分離され、このうち「租特系法案」については、6月22日に国会で可決・成立した。(図表1のA)

◆「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(以下、「租特系法案」)。「2011年度税制改正法案」のうち、期限付き租税特別措置の延長

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー

このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。大和総研の親会社である大和総研ホールディングスと大和証券キャピタル・マーケッツ(株)及び大和証券(株)は、大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等のご遠慮ください。

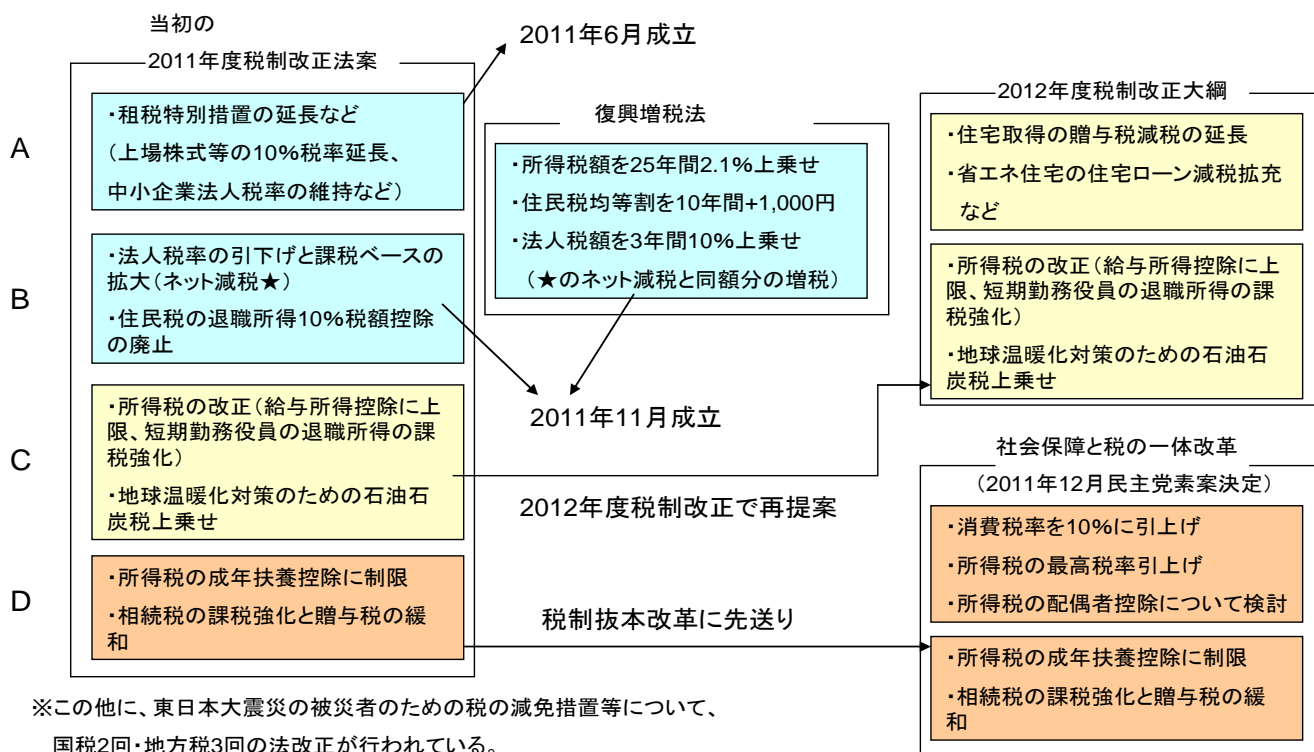
や、雇用促進税制の創設、寄附金税制の拡充などが含まれていた。

◆「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、「本体法案」）。「本体法案」には、「2011年度税制改正法案」のうち相続税の課税強化や法人税率の引下げなどの主に政策的な改正項目が含まれていた。

◎「本体法案」についても、その後、法人税の実効税率の引下げ等と住民税の退職所得10%税額控除の廃止、納税環境整備の一部（更正の請求期間の延長、税務調査手続の明確化など）を実施し、残りの項目（具体的には、所得税の所得控除等の見直し、相続税の課税強化、石油石炭税の引上げ、納税者権利憲章の創設など）は保留し、2012年度税制改正または税制抜本改革で実施することとされた。前者の部分については、2011年11月30日に改正法が可決成立した。（図表1のB）

◎さらに、2012年度税制改正大綱では、保留された項目のうち、一部（図表1のC）を実施することとし、残りの相続税・贈与税の見直し等（図表1のD）は社会保障と税の一体改革における税制抜本改革で対応を検討することになった。

図表1 税制改正の全体像



(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 2. 個人所得課税

◎2011年度税制改正で導入される予定であった下記の項目が、改めて2012年度税制改正大綱でも盛り込まれている。

(1) 給与所得控除の見直し<sup>1</sup>…2013 年分以後の所得、即ち 2013 年分以後の所得税及び 2014 年度分以後の個人住民税から適用

①その年の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額を 245 万円とする。

(現行制度では、給与等の収入金額が 1,000 万円超の場合は収入金額×5%+170 万円)

②特定支出控除の見直し

○所得税では、給与所得者については費用の控除は給与所得控除として概算で行われている。ただし、実際にかかった費用（「特定支出」に該当しているものに限られる）が給与所得控除額よりも多い場合、その差額が「特定支出控除」として収入から控除される。

○2012 年度大綱では、給与所得控除額の 1/2 が勤務費用の概算経費であり、1/2 は他の所得との負担調整として位置づけ、実際にかかった特定支出と比較するのは給与所得控除額の全額ではなく、給与所得控除額の 1/2 とすることとした（給与等の収入金額が 1,500 万円超の場合の上限は 125 万円）。

○さらに、特定支出控除の対象に、下記の費用のうち、職務の遂行に直接必要なものを加えることとした。

- ・業務独占資格（弁護士、公認会計士、税理士、弁理士など）の取得費
- ・図書費、衣服費、交際費。ただし、特定支出に算入できるのは 65 万円を限度とする。

○現行制度と大綱による改正案の特定支出控除の範囲は、以下の図表 2 に示される。

**図表 2 特定支出控除の範囲の改正案**

- |  |
|--|
| <p>○一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出</p> <p>○転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出のうち一定のもの</p> <p>○職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出</p> <p>○単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出のうち一定のもの</p> <p>○職務に直接必要な業務独占資格以外の資格を取得するための支出</p> <p>●職務に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費</p> <p>●職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費及び職務に通常必要な交際費（勤務必要経費）</p> <p>(注) 上記に該当しても、事業主から費用が補填され、かつ所得税が課されていないものは「特定支出」に含まない。</p> <p>○印…現在認められている「特定支出」の範囲、●印…大綱にて新たに「特定支出」の範囲に追加するとしているもの</p> |
|--|

(出所) 法令・2012 年度税制改正大綱等に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○今後の検討事項として、2012 年度大綱では、所得税・個人住民税における配偶者控除について、抜本的に見直す方向で検討することとしている。個人住民税においては、生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの強い控除のあり方についても検討することとしている。

<sup>1</sup> 2011 年 12 月 20 日付 Legal and Tax Report 「2012 年度税制改正大綱（家計関連税制）解説編」（是枝俊悟）参照

## (2) 退職所得課税の見直し<sup>2</sup>

- 2012 年度大綱では、役員退職手当等に係る退職所得課税の見直しを行うこととしている。実施時期は 2013 年分以後の退職所得に対して適用される。住民税も 2013 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等に対して適用される。
- 現在、退職金に対する所得税の課税は、①退職所得控除額を控除した後、②金額を 2 分の 1 にし、③累進税率を適用して税額を求める（給与所得など他の所得とは分離して計算する）仕組みがとられている。
- 2012 年度大綱では、②の措置（課税標準を 2 分の 1 とすること）について、役員等としての勤務年数が 5 年以内の役員等に限り、廃止することとしている。なお、役員等とは以下の者を指す。
  - ・法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、幹事、清算人、これら以外の者で法人の経営に従事している者（一定の要件を満たす者に限る）
  - ・国会議員及び地方議会議員
  - ・国家公務員及び地方公務員
- 一方、退職金に対する住民税の課税は、①退職所得控除額を控除した後、②金額を 2 分の 1 にし、③税率 10%をかけて求めた税額から、④税額の 10%に相当する額を控除して求められている。2012 年度大綱では、このうち②について、所得税と同様の措置をとることとしている。
- 住民税の④の措置（税額の 10%相当額の控除）については、2011 年度第 2 次地方税改正法により、役員か否かや勤務年数などを問わず全ての者について廃止された。2013 年 1 月 1 日から施行される。<sup>3</sup>

## (3) 金融証券税制関連<sup>4</sup>

- ①日本版 I S A（少額の上場株式等投資のための配当所得・譲渡所得等の非課税制度）の見直し
- 2014 年 1 月 1 日導入予定の日本版 I S Aについては、下記の見直しを行うこととされた。
  - ・非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とするとともに、非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載することとする。
  - ・非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとする。
- なお、証券界や金融庁が要望していた下記の措置の導入は見送られた。
  - ・非課税投資額にかかわらず、分配金の同一銘柄への継続再投資を可能とすること
  - ・非課税口座の管理方法を簡素化するために、同一金融機関における異なる年の非課税投資については別々の口座ではなく 1 口座で管理すること
  - ・非課税口座の管理に検討中の社会保障・税番号（マイナンバー）を活用すること（証券界のみ要望）

<sup>2</sup> 2011 年 12 月 20 日付 Legal and Tax Report 「2012 年度税制改正大綱（家計関連税制）解説編」（是枝俊悟）参照

<sup>3</sup> 2011 年 12 月 7 日付 Legal and Tax Report 「2011 年度税制改正第 2 弾の解説」（是枝俊悟）参照

<sup>4</sup> 2011 年 12 月 21 日付 Legal and Tax Report 「2012 年度税制改正大綱（金融庁要望項目）」（鳥毛拓馬）参照

## ②10%税率廃止と金融所得課税一体化

○証券界及び金融庁では、金融商品間の損益通算の範囲拡大を要望していたが、これに関して2012年度大綱では、今後の検討事項として下記のとおり述べている。

「金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。」

○即ち、上場株式等の10%税率の廃止を前提に、2013年度税制改正で「検討」する旨を述べている。あくまで「検討」であり、10%税率の廃止と金融商品間の損益通算の範囲拡大が同時に実施されるか否かは明確ではない。

## 3. 不動産関連<sup>5</sup>

### (1) 所得課税

#### ①譲渡所得の特例

○2012年度大綱では、下記の特例について要件を厳しくした上で適用期限を延長することとしている。

- ・認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除額の上限額を50万円（現行：100万円）に引き下げた上、適用期限を2013年12月31日まで2年延長する。
- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1.5億円（現行：2億円）に引き下げた上、その適用期限を2013年12月31日まで2年延長する。

（注）上記の改正は、2012年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用

- ・特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、適用対象から一団の住宅建設に関する事業を除外した上、その適用期限を2014年12月31日まで3年延長する（法人税についても同様）。

○2012年度大綱では、下記の特例の適用期限を2013年12月31日まで2年延長することとしている。

- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限

#### ②住宅ローン減税

○2012年度大綱では、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、低炭素まちづくり促進法（仮称）の制定に合わせた拡充を図ることとしている。同法に規定する認定省エネルギー建築物（仮称）のうち一定の住宅（以下「認定住宅」という）の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして2012年又は2013年に居住の用に供した場合について、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を、次のとおりとすることとしている。

<sup>5</sup> 2011年12月28日付 Legal and Tax Report 「2012年度税制改正大綱（資産課税・住宅税制）」（是枝俊悟）参照

図表 3 改正後の住宅ローン減税(認定住宅)

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
2012年	10年間	4,000万円	1.0%
2013年	10年間	3,000万円	1.0%

(出所) 2012年度税制改正大綱に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○東日本大震災の被災者の場合は、住宅借入金等の年末残高の限度額は上記と同じで、控除率は1.2%となる(震災特例法による)。

## (2) 固定資産税

○2012年度は、3年に1度の固定資産税評価額の評価替えの年に当る。評価替えに合わせて、負担調整措置の見直しも行われる。

○固定資産税については、従来の負担調整措置を継続した場合、税収減になることが見込まれた。そこで、2012年度大綱では、住宅用地の負担調整措置について、縮小を図ることとしている。即ち、住宅用地の固定資産税の課税強化を図ることとしている。

○住宅用地の負担調整措置について、現行制度と比較すると図表4のようになる。

図表 4 住宅用地の負担調整措置

改正後(大綱)		改正前		
2012年、2013年		2014年	負担水準	
負担水準	固定資産税額 (①、②のうちいずれか少ない金額)	負担水準	固定資産税額 (①、②のうちいずれか少ない金額)	
90%以上	①原則どおり計算した場合の固定資産税額 ②前年度の課税標準をもとに計算した固定資産税額	①原則どおり計算した場合の固定資産税額 ②(前年度の課税標準+今年度の評価額 <sup>※1</sup> ×5%)を課税標準として計算した固定資産税額(本則課税標準の20%が下限)	80%以上	①原則どおり計算した場合の固定資産税額 ②前年度の課税標準をもとに計算した固定資産税額
90%未満	①原則どおり計算した場合の固定資産税額 ②(前年度の課税標準+今年度の評価額 <sup>※1</sup> ×5%)を課税標準として計算した固定資産税額 <sup>※2</sup>		80%未満	①原則どおり計算した場合の固定資産税額 ②(前年度の課税標準+今年度の評価額 <sup>※1</sup> ×5%)を課税標準として計算した固定資産税額 <sup>※3</sup>

※1 住宅用地特例割合(1/3又は1/6)適用後

※2 次の額が上限又は下限となる。

上限額 = (住宅用地特例割合適用後の今年度の評価額×90%)を課税標準として計算した固定資産税額  
下限額 = (住宅用地特例割合適用後の今年度の評価額×20%)を課税標準として計算した固定資産税額

※3 次の額が上限又は下限となる。

上限額 = (住宅用地特例割合適用後の今年度の評価額×80%)を課税標準として計算した固定資産税額  
下限額 = (住宅用地特例割合適用後の今年度の評価額×20%)を課税標準として計算した固定資産税額

(出所) 法令・2012年度税制改正大綱等に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○土地に係る都市計画税の負担調整措置についても固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

- 新築住宅や認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長し、2014年3月31日までに新築された住宅に適用する。前者は、新しく固定資産税が課される年から3年度分、地上3階建以上の中高層耐火建築物（マンション等）は5年度分、床面積の120㎡までの居住部分に相当する税額を2分の1にするというものである。後者は新築の認定長期優良住宅について、同様の特例を5年度分、地上3階建以上の中高層耐火建築物（マンション等）は7年度分適用を認めるというものである。

(3) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置

- 2009年1月1日から2011年12月31日までの間に、直系尊属（親や祖父母など）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、資金の贈与を受けた年及び贈与を受けた年の合計所得金額に応じて、下記の金額までが贈与税非課税となる措置が設けられている。

**図表5 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税枠（2011年12月31日まで）**

贈与を受けた年	2009年	2010年	2011年
受贈者の合計所得金額が2,000万円以下	500万円	1,500万円	1,000万円
受贈者の合計所得金額が2,000万円超	500万円	500万円	適用なし

（出所）大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 2012年度大綱では、当該措置について、次のような措置を講ずることとしている。

**図表6 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税枠（2012年度大綱）**

(イ) 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合

贈与を受けた年	2012年	2013年	2014年
受贈者の合計所得金額が2,000万円以下	1,500万円	1,200万円	1,000万円

※東日本大震災により住宅用家屋が滅失等をした者（当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含む。以下「東日本大震災の被災者」という）は非課税限度額を1,500万円とする。

(ロ) 上記以外の住宅用家屋の場合

贈与を受けた年	2012年	2013年	2014年
受贈者の合計所得金額が2,000万円以下	1,000万円	700万円	500万円

※東日本大震災の被災者は非課税限度額を1,000万円とする。

（出所）2012年度税制改正大綱に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、240㎡以下とする。
- 上記の改正は、2012年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。適用期限を2014年12月31日までとする。
- さらに、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例（贈与する親の年齢が65歳未満でも適用）の適用期限を、2014年12月31日まで3年間延長することとしている。

(4) 不動産取得税

- ◎宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を、価格（固定資産税評価額）の2分の1とする特



例、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率を3%（本来は4%）に軽減する特例の適用期限を、2015年3月31日まで3年延長することとしている。

## 4. 相続税・贈与税<sup>6</sup>

◎当初の2011年度税制改正法案では、相続税・贈与税について下記の改正を行うこととしていた。しかし、これらの改正は先送りされた。さらに2012年度税制改正大綱にも盛り込まれず、社会保障・税一体改革における税制抜本改革で、実現を目指すこととされている。

### ①相続税

◆課税強化（基礎控除の引下げ、税率区分の見直し、最高税率の55%への引上げ）

◆相続税の未成年控除・障害者控除の控除額引上げ

### ②贈与税

◆親・祖父母から20歳以上の子・孫への贈与の場合の税負担軽減（税率区分の見直し）

◆最高税率の55%への引上げ

◆相続時精算課税の要件の緩和（受贈者に20歳以上の孫を追加、贈与者の年齢要件を60歳以上に引下げ）

◎2012年度大綱では、2012年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税については、申告期限から5年を経過した場合や納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合には、連帯納付義務を解除することとしている。さらに、2012年4月1日において滞納となっている相続税についても同様の扱いとすることとしている。

## 5. 法人課税

### (1) 研究開発税制

◎2012年度大綱では、2011年度末で期限を迎える、研究開発税制の上乗せ特例である、下記の増加型・高水準型の措置の適用期限を2013年度末（2014年3月31日までの間に開始する事業年度）まで2年間延長することとしている。

#### ①国税

○試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度（所得税についても同様）。

#### ②地方税

○中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度

<sup>6</sup> 2011年12月28日付 Legal and Tax Report 「2012年度税制改正大綱（資産課税・住宅税制）」（是枝俊悟）参照

## (2) 環境関連投資促進税制

○2012年度大綱では、環境関連投資促進税制について、対象資産を太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものに限定した上で、2012年4月1日から2013年3月31日までの間に当該設備の取得等をし、その事業の用に供した場合は、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとする（所得税も同様）。

## (3) 中小企業税制

- 中小企業投資促進税制（一定の設備投資やIT投資等を行った場合に7%の税額控除と30%の特別償却の選択適用を認める措置）について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長し、2014年3月31日までに取得・製作し事業の用に供するものに適用することとしている（所得税も同様）。
- 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2014年3月31日までに開始する事業年度まで2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例（600万円以下の金額の90%相当額は損金算入可能）の適用期限も2014年3月31日までに開始する事業年度まで2年延長する。
- 中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額が30万円未満の減価償却資産）の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長し、2014年3月31日まで取得・製作・建設し事業の用に供した少額減価償却資産に対して適用することとしている（所得税も同様）。

## 6. 車体課税<sup>7</sup>

◎2012年度大綱では下記の改正を行うこととしている。下記はハイブリッド自動車及びガソリン自動車に関する改正内容だが、バス・トラックやディーゼル自動車についても類似の改正が行われる。

### (1) 自動車重量税の軽減

- 現行税法では、自動車重量税は、本則税率(乗用自動車の場合は0.5tにつき1年あたり2,500円)ではなく、当分の間の税率(同5,000円)が適用されている。
- 2012年度大綱では、下記の改正を行うこととしている。
  - ◆原則として、当分の間の税率を軽減(同4,100円)する。
  - ◆車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準(現時点では2015年度燃費基準等)を満たしている自動車には、当分の間の税率(同4,100円)ではなく、本則税率(同2,500円)を適用する。
  - ◆新車新規登録から13年超経過した自動車については、現行税率を維持する。

<sup>7</sup> 2011年12月20日付 Legal and Tax Report 「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）解説編」（是枝俊悟）参照

## (2) エコカー減税の延長・拡充

### ①自動車重量税

○燃費基準の切り替えを行うと共に、適用期限を2015年4月末まで3年間延長する。

- ◆次世代自動車<sup>8</sup>は車検1回目の免税措置を継続し、車検2回目は50%軽減する。
- ◆次世代自動車並みの燃費（2015年度燃費等基準+20%以上）のガソリン自動車も車検1回目は免税とし、車検2回目は50%軽減する。
- ◆2015年度燃費基準+10%以上の燃費性能のガソリン自動車については、車検1回目は75%軽減する。
- ◆2015年度燃費基準を達成するガソリン自動車については、車検1回目は50%軽減する。

### ②自動車取得税

○燃費基準の切り替えを行うと共に、適用期限を2015年3月末まで3年間延長する。

- ◆次世代自動車<sup>9</sup>は自動車取得税の免税措置を継続する。
- ◆次世代自動車並みの燃費（2015年度燃費等基準+20%以上）のガソリン自動車も自動車取得税を免税する。
- ◆2015年度燃費基準+10%以上の燃費性能のガソリン自動車については、自動車取得税を75%軽減する。
- ◆2015年度燃費基準を達成するガソリン自動車については、自動車取得税を50%軽減する。

## (3) 自動車税のグリーン化の延長

- ◆軽減対象（排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車）及び重課対象（新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車）の見直しを行なった上で、適用期限を2014年3月末まで2年延長する。
- ◆次世代自動車<sup>10</sup>、燃費性能が2015年度燃費等基準+20%以上のガソリン自動車、燃費性能が2015年度燃費等基準+10%以上のガソリン自動車について、自動車税を50%軽減する。
- ◆新車新規登録から13年超経過したガソリン車とLPG車、同11年超経過したディーゼル自動車について、自動車税を10%重課する。

## (4) 今後の検討事項

- ◆2012年度大綱では、今後の検討事項として、自動車取得税及び自動車重量税の今後の検討事項については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした民主党の2012年度税制改正の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行うこととしている。

<sup>8</sup> 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、2009年排ガス規制10%低減の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、2009年排ガス規制適合のディーゼル自動車

<sup>9</sup> 脚注8と同じ

<sup>10</sup> 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、一定の排ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車

## 7. 地球温暖化対策税<sup>11</sup>

- 当初の2011年度税制改正法案では、地球温暖化対策のための税として、CO2排出量に応じた石油石炭税の税率上乗せを盛り込んでいたが、この部分については、現在まで法改正は実現していない。
- 2012年度大綱では、実施時期を延期した他、免税・還付対象事業者の種類を増やした上で、再度、導入を盛り込んでいる。最終的にはCO2排出量1t当たり約290円の引上げを目指して、下記のとおり、2012年10月から3段階で引上げを実施することとしている。

図表7 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乗せ

	原油・石油製品 (1klあたり)	ガス状炭化水素 (1tあたり)	石炭 (1tあたり)
現 行	2,040円	1,080円	700円
2012年10月1日～	2,290円	1,340円	920円
2014年4月1日～	2,540円	1,600円	1,140円
2016年4月1日～	2,800円	1,860円	1,370円

(出所) 2012年度税制改正大綱等に基づき大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 2012年度大綱では、今後の検討事項として、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、2013年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めることとしている。

## 8. 国際課税<sup>12</sup>

- ◎2012年度大綱では、国際的な租税回避の防止に向けた下記(1)～(3)の制度の整備を行うこととしている。このうち、(1)(2)は、政府の税制調査会の専門家委員会が2010年11月にとりまとめた「国際課税に関する論点整理」において課題として挙げられていたものである。

### (1) 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備

- わが国が2011年11月3日のG20カンヌ・サミットにおいて署名した税務行政執行共助条約は、租税に関する情報交換、徴収共助、文書送達共助という3つの国際協力について規定している。
- 徴収共助とは、相互主義の下、ある国の税務当局が、他国の税務当局からの要請に基づき、当該他国の租税債権を当該他国のために、当該他国の納税者または納税者の財産から徴収することをいう。
- この徴収共助等に関する国内担保法を整備する観点から、2012年度大綱では、下記の措置を講じることとしている。

#### ①外国租税債権の優先権の否定に関する規定の整備

#### ②徴収共助等を実施しない事由の整備

<sup>11</sup> 2011年12月20日付Legal and Tax Report「2012年度税制改正大綱(家計関連税制)解説編」(是枝俊悟)参照

<sup>12</sup> 2011年12月29日付Legal and Tax Report「2012年度税制改正大綱(国際課税)」(鳥毛拓馬)参照

### ③徴収共助等の実施のための手続等の整備

### ④送達共助の実施のための手続等の整備

- ③、④については、租税条約等の相手国等からわが国に徴収共助・保全共助や文書送達共助の要請があった場合の手続等の整備だけでなく、わが国から租税条約等の相手国等に徴収共助・保全共助や文書送達共助を要請した場合の徴収のための規定等や送達手続の整備を行うこととしている。
- これらの改正は、2013年7月1日から適用することとしている。

## (2) 国外財産調書制度の創設

- 税務の執行逃れの目的で外国に資産を移転する問題に対応するため、2012年度大綱では、国外資産調書制度を創設することとしている。
- その年の12月31日において価額（原則として時価で、見積価額も可）の合計額が5,000万円を超える国外に所在する財産（以下「国外財産」）を有する居住者（個人）に対して、当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」）を翌年の3月15日までに提出することを求めることとしている。
- 国外財産調書の提出を促すため、下記の措置を講ずることとしている。
  - ①国外財産に係る所得税又は相続税の申告漏れや無申告（以下「申告漏れ等」）がある場合でも、提出されたその年分の国外財産調書（相続税の場合は被相続人が提出した相続の前年分の国外財産調書又は相続人が提出した相続年分の国外財産調書）に、申告漏れ等に係る国外財産に係る所定の事項の記載がある場合には、記載がある部分の加算税額から、申告漏れ等に係る所得税・相続税の5%を控除する。
  - ②国外財産に係る所得税に申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書の提出が無い又は提出された国外財産調書に当該申告漏れ等に係る国外財産の記載が無いときには、提出・記載が無い部分の加算税額に、申告漏れ等に係る所得税の5%を加算する。
- その他、下記の規定を整備する・設けることとしている。
  - ・国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。
  - ・国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を設ける（情状免除規定も設ける）。
- 上記の改正は、2014年1月1日以後提出すべき国外財産調書（2013年末時点の国外財産が対象）から適用する。ただし、罰則に関しては、2015年1月1日以後提出すべき国外財産調書（2014年末時点の国外財産が対象）から適用することとしている。

## (3) 関連者間の利子を利用した租税回避への対応（過大支払利子税制の導入）

- 2012年度大綱では、法人の関連者に対する純（ネット）支払利子等の額が調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入しないものとしている。
- 「**関連者**」とは、その法人との間に直接・間接の持分割合50%以上の関係にある者及び実質支配・被支配関係にある者並びにこれらの者による債務保証を受けた第三者等をいう。
- 「**関連者に対する純（ネット）支払利子等（以下、関連者純支払利子等）**」の額は、①関連者に対する支払利子等（以下「**関連者支払利子等**」）の額の合計額から、②これに対応するものとして計算した受取利子等の額を控除した残額とする。
- 「**関連者支払利子等**」からは下記は除外される。

- ・借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等
- ・その関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者においてわが国の法人税の課税所得に算入されるもの等（これにより、国内関連者への支払利子は除外される）

○「受取利子等」の額は下記の金額とする。

$$\begin{aligned} \text{受取利子等} &= (\text{総受取利子等の額} - \text{債券現先取引等に係る支払利子等に相当する金額}) \\ &\quad \times \text{関連者支払利子等の額の合計額} \\ &\quad \div \text{総支払利子等の額(債券現先取引等に係る支払利子等に相当する金額を除く)} \end{aligned}$$

○「総受取利子等」の額からは、下記は除外される。

- ・その法人が関連者である居住者、内国法人、または国内に恒久的施設を有する非居住者・外国法人から受ける利子等（以下、国内関連者受取利子等）の額※

※ただし、これらの関連者が非関連者または国内に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人から利子等の支払を受ける場合には、その金額は、国内関連者受取利子等の額を限度として、総受取利子等の額に含まれる。

○「調整所得金額」は、当期の所得金額に、関連者純支払利子等、減価償却費等及び受取配当等の益金不算入額等を加算し並びに貸倒損失等の特別の損益について加減算する等の調整を行った金額とする。

○その事業年度における関連者純支払利子等の額が1千万円以下である場合やその事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の50%以下である場合は適用は除外される。

○上記の改正は、2013年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

#### (4) 今後の検討課題

○2012年度大綱では、今後の検討課題として下記を挙げている。

##### ①国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

○前述した「国際課税に関する論点整理」において課題として挙げられていた。

○国際課税原則については、経済協力開発機構（OECD）加盟国のほぼ全てにおいて、非居住者や外国法人が国内に恒久的施設（PE）を有する場合、PEに帰属する所得のみを申告対象としている（帰属主義）。一方、わが国においては、非居住者や外国法人が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要とされている（総合主義）。

○2012年度大綱では、OECDモデル租税条約等の改定等を踏まえ、様々な産業における実体や影響等を考慮しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行うこととしている。

##### ②国際連帯税

○国際連帯税は、貧困問題や環境問題などの地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、「国際課税に関する論点整理」において課題として挙げられていた。その際には、航空券連帯税と通貨取引税が具体的な検討対象となっていた。

○2012年度大綱では、下記のように、国際的には用途のあり方を含め様々な議論がある旨を述べている。

- ◆国際線の航空券等に一定額の課税を行う航空券連帯税については、フランスや韓国で導入<sup>13</sup>されていること
- ◆通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全ての EU 加盟での実施等を踏まえて導入することとされていること
- ◆欧米諸国において、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として、富裕層への課税強化や、財政健全化のための財源確保やリスクの高い取引への対応等を目的とした域内の金融取引への課税<sup>14</sup>が議論されていること<sup>15</sup>

○2012 年度大綱では、過度に投機的な通貨取引が、実体経済に悪影響を及ぼしうることが懸念されている<sup>16</sup>旨を述べている。

○その上で、国際連帯税については、国際的な取組みの進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行うこととしている。

#### (5) 自動発注サーバの取り扱い

○海外投資家が、わが国で有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ（以下、自動発注サーバ）を所有し、有価証券等の売買の自動発注を行う場合、当該サーバは恒久的施設（Permanent Establishment 以下、PE）とされる可能性がある。即ち、当該有価証券等に係る利子、配当、譲渡益その他の所得に対し、わが国の法人税（外国法人の場合）が課税される可能性がある。

○そこで、金融庁は、自動発注サーバを恒久的施設に含まれないものとすることを要望していた。外国の取引所に対する競争力が高まるため、特に東京証券取引所から強く要望されていた。

○しかし、当該要望事項は、2012 年度大綱では盛り込まれなかった。

---

<sup>13</sup> フランスでは年 211 億円、韓国では年 10.5 億円の税収を得て、途上国の貧困対策等に使用。フランスの資料では 12 カ国で実施とされているが、日本の外務省の調査で実施が確認できたのは、フランス資料掲載のうち 6 カ国（残り 6 カ国中、3 カ国は未実施または廃止を確認、残り 3 カ国は調査中）と、フランス資料非掲載 3 カ国の計 9 カ国。

<sup>14</sup> EU 域内で金融取引（株式、債券、デリバティブ等）に課税する案が検討されているが、これは理念も使途も「通貨取引税」とは大きく異なるものである。

<sup>15</sup> 2011 年度税制改正大綱には無かった記述である。

<sup>16</sup> 2011 年度税制改正大綱には無かった記述である。

2011年12月20日 全22頁

# 2012年度税制改正大綱（家計関連税制）

## 解説編

資本市場調査部 制度調査課  
是枝 俊悟

所得税、車体課税、環境税の改正のほか社会保障改革も含め横断的に解説

### [要約]

- 2011年12月10日に、2012年度税制改正大綱（以下、大綱）が政府税制調査会にて決定された。
- 家計に関連する改正項目としては、給与所得控除の上限設定、特定支出控除の範囲拡大、短期勤務役員の退職所得の課税強化、車体課税の軽減、地球温暖化対策のための税の創設などが盛り込まれている。
- 本稿では、これらの大綱に記載された改正の他、既に法改正により決定された復興増税、子ども手当の見直しなど、家計収支に影響を与える税・社会保障の制度改革について横断的に解説し、影響を分析する。
- なお、これらの改正の影響を総合したモデル世帯の可処分所得への影響試算については「試算編」（2011年12月16日発表）のレポートを参照。

### [目次]

1. 所得税・住民税関連	2 ページ
1-1. 給与所得控除の上限設定	2 ページ
1-2. 特定支出控除の拡充	4 ページ
1-3. 短期勤務役員の退職課税強化	7 ページ
1-4. 既に成立した復興増税と2011年度税制改正	10 ページ
1-5. 成年扶養控除は現状維持	12 ページ
2. 車体課税の軽減とエコカー補助金	13 ページ
3. 地球温暖化対策のための税の創設	16 ページ
4. その他家計収支に影響を与える制度改革	17 ページ
4-1. 子ども手当見直しと年少扶養控除の廃止	17 ページ
4-2. 厚生年金保険料率の引上げ	20 ページ
4-3. 社会保障と税の一体改革案	21 ページ

[以下は、「試算編」（2011年12月16日発表）に掲載]

### 5. モデル世帯への影響試算



## 1. 所得税・住民税関連

### 1-1. 給与所得控除の上限設定

#### ◆1-1-1. 改正案の概要

- 2012 年度税制改正大綱（本レポートでは、以下、単に「大綱」というときは 2012 年度税制改正大綱をいう）では、給与所得控除に上限を設け、245 万円（年収 1,500 万円以上で上限に達する）とするものとした。
- この改正は、2011 年度税制改正大綱にも記載された事項であり、政府は税制改正法案を提出したが、野党の反対を受け、改正が実現しなかったものである。
- 2011 年度税制改正大綱（および法案）の時点では、給与所得控除の上限を 245 万円とすることのほか、「役員等」に対してはさらに控除額を縮減する（年収により最低 125 万円まで縮減する）措置を設けることとしていた。
- これに対し、自民党は、「所得の多寡によらず役員のみを負担を押し付ける控除の見直し、（中略）、税の公平性等の観点から不適切な税制の変更は断じて許されるべきではない」（2011 年度自民党大綱<sup>1</sup>）として反対した。この自民党の意見に対応するため、2012 年度税制改正大綱では役員等に対する縮小案は削除されている<sup>2</sup>。
- 現行制度と大綱による改正案による給与所得控除額は、次の図表 1-1 に示される（参考までに、2012 年度税制改正大綱では削除された「役員等に対する縮小案」も記載している）。

図表 1-1 給与所得控除額の改正案（表）

収入金額		現行制度	大綱による改正案 (2013年～)	(参考)役員等に対する縮小案 (注・大綱には盛り込まず)
	162.5万円以下	65万円(最低保証額)	現行制度と同じ	現行制度と同じ
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%		
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 18万円		
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 54万円		
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+ 120万円		
1,000万円超	1,500万円以下	収入金額×5%+ 170万円	245万円	収入金額×5%+ 170万円
1,500万円超	2,000万円以下			245万円
2,000万円超	2,500万円以下			485万円－収入金額×12%
2,500万円超	3,500万円以下			185万円
3,500万円超	4,000万円以下			605万円－収入金額×12%
4,000万円超				125万円

(出所)大綱・法令(案)等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 給与収入 1,500 万円以下の場合、現行と改正案の控除額は同じである。給与収入が 1,500 万円を超えた

<sup>1</sup> 本レポートでは、自民党より発表された「税制改正についての基本的考え方」（2010 年 12 月 10 日）、「安心・安全の日本復活“民主党不況”からの脱却—来年度予算と税制に関するわが党の基本方針」（2010 年 12 月 17 日）の 2 つの文書を総称して、政府の税制改正大綱と対比するものとして「2011 年度自民党大綱」と呼ぶ。

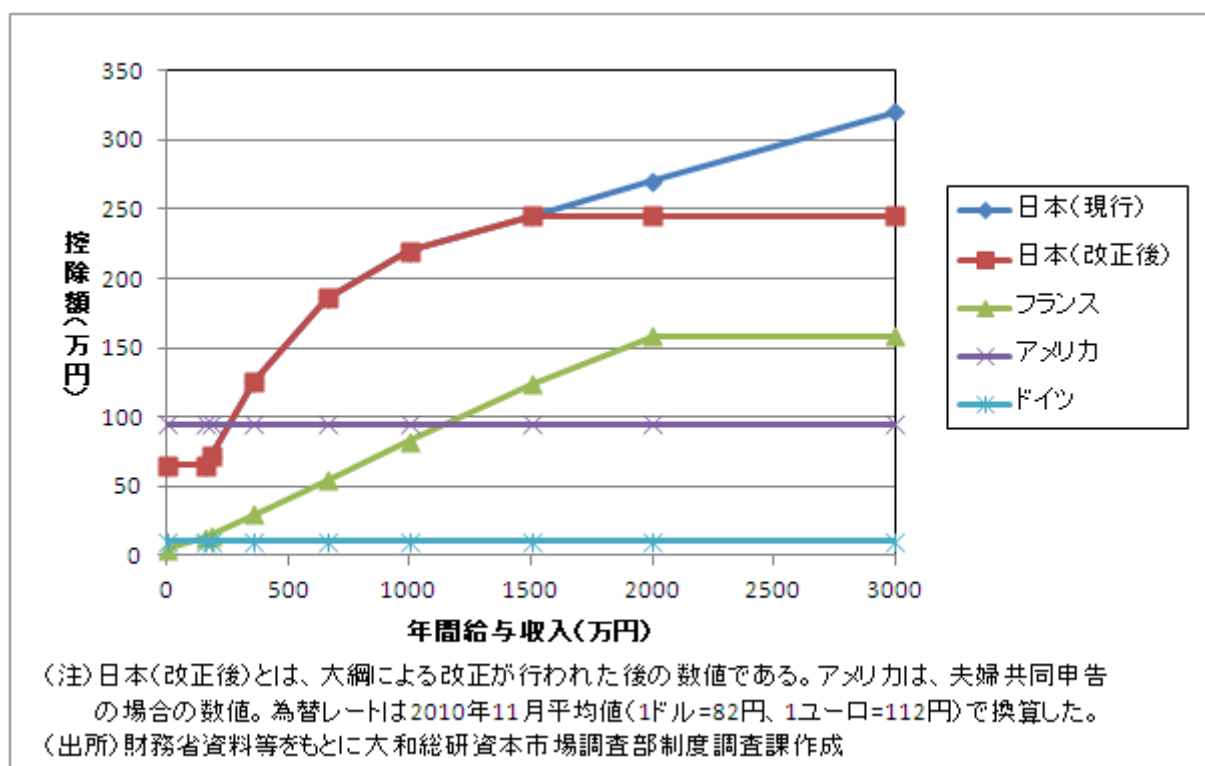
<sup>2</sup> 大綱では、「役員給与等に係る給与所得控除については、税率構造を含む改革の方向性を踏まえ、引き続き検討してまいります」と記載された。

場合、現行では収入に応じて控除額が増加し続けるが、改正案では控除額が245万円で頭打ちとなる。  
 ○施行時期については、所得税は2013年分以後（実際の徴収時期は2013年1月～）、住民税は2014年度分以後（課税対象となる所得は2013年分以後、実際の徴収時期は2014年6月～）とすることとされている（2011年度税制改正大綱と比べ、施行時期を1年遅らせている）。

#### ◆1-1-2. 改正の影響と今後の展望

- 大綱による給与所得控除の改正案は、高所得者に負担増を求める内容となっている（具体的な増税額の水準については、「試算編」のレポートを参照）。
- なお、東日本大震災の復興費用のために行われる「所得税の付加税」については、所得税額について2.1%の加算を行うものであるため、給与所得控除の見直しにより所得税額が増える者については、その増えた分の所得税額についても「付加税」の負担が求められる（所得税の付加税の実施時期も、給与所得控除の改正と同時期の2013年1月からである）。
- なお、給与所得者に対する概算控除制度を先進諸外国と比較すると、次の図表1-2のようになる。大綱では給与所得控除の上限を245万円としたが、この案が施行されたとしても、アメリカ・ドイツ・フランスと比べてなお高い水準であるといえる（イギリスについては、概算控除の制度そのものがない）。

図表 1-2 給与所得者の概算控除額の各国比較（2011年1月現在）



○なお、日本は、先進諸外国と比べて所得税の課税ベースが狭い（課税対象となる収入の割合が少ない）

状況にある。その主な原因は、給与所得控除と社会保険料控除が大きいことにある<sup>3</sup>。社会保険料控除についてはこれまでに（民主党政権下における新しい）政府税制調査会にて改正が検討されたことはないが、給与所得控除については、大綱による改正案が成立した後も、なお上限を引下げる方向で検討される可能性が高いと筆者は考えている。

## 1-2. 特定支出控除の拡充

### ◆1-2-1. 改正案の概要

- 所得税は収入から費用を引いた「所得」に対して課す税であるが、給与所得者については費用の控除は給与所得控除として概算で行われている。このため、現行制度では実際にかかった費用（ただし、ここで費用として認められるものは以下で述べる「特定支出」に該当しているものに限られる）が給与所得控除額よりも多い場合、その差額が「特定支出控除」として収入から控除される。
- 大綱では、給与所得控除額の 1/2 が勤務費用の概算経費であり、1/2 は他の所得との負担調整として位置づけた。このため、実際にかかった費用（特定支出）と比較するのは給与所得控除額の全額ではなく、給与所得控除額の 1/2 とすることとした。さらに、「特定支出」として認められる支出の範囲を拡大することとした。
- 具体的には、特定支出控除の対象に、業務独占資格（弁護士、公認会計士、税理士など）の取得費および、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を加えるものとした。ただし、勤務必要経費については「高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇するといった不公平が生じないように」、特定支出に算入できるのは 65 万円を限度とするものとした。
- 現行制度と大綱による改正案の特定支出控除の範囲は、次の図表 1-3 に示される。

図表 1-3 特定支出控除の範囲（現行：①～⑤、改正案：⑥・⑦を追加）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出</li> <li>②転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出のうち一定のもの</li> <li>③職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出</li> <li>④単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出のうち一定のもの</li> <li>⑤職務に直接必要な業務独占資格以外の資格を取得するための支出</li> <li>⑥職務に直接必要な業務独占資格を取得するための支出</li> <li>⑦職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費（勤務必要経費）（注 2）</li> </ul> <p>（注 1）上記①～⑦に該当しても、事業主から費用が補填され、かつ所得税が課されていないものは「特</p> |
|---|

<sup>3</sup> 詳細は 2010 年 9 月 30 日発表の拙稿「税・社会保険料の課税ベースの国際比較と提言」を参照。

定支出」に含まない。

(注2) 勤務必要経費には、2011 年度税制改正大綱では「職業上の団体の経費」が含まれていたが、2012 年度税制改正大綱では削除されている。

(出所) 法令、大綱等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 特定支出控除の範囲拡大については、2011 年度税制改正大綱にも記載された事項であり、政府は税制改正法案を提出したが、野党の反対を受け、改正が実現しなかったものである。
- 2011 年度税制改正大綱（および法案）の時点では、特定支出控除拡充の範囲に「職業上の団体の経費」も含まれており、学術団体や弁護士会、税理士会などの職業団体の他、労働組合の費用なども対象とする案となっていた。
- これに対し、自民党は、「（前略）、組合費を特定支出控除の対象に追加する等、税の公平性等の観点から不適切な税制の変更は断じて許されるべきではない」（2011 年度自民党大綱）として反対した。この自民党の意見に対応するため、2012 年度税制改正大綱では「職業上の団体の経費」を特定支出控除の範囲に含める案は削除されている。
- 施行時期については、所得税は 2013 年分以後、住民税は 2014 年度分以後より新制度を適用するものとされている（2011 年度税制改正大綱と比べ、施行時期を 1 年遅らせている）。

#### ◆1-2-2. 大綱による新しい特定支出控除制度（案）利用の可能性

- 勤務必要経費に該当する、職務に必要な図書購入費、衣服の衣服費、交際費などは、大部分のサラリーマンはある程度の支出額があるものと考えられる。また、支出額について特定支出に含めるか否かについては、法令や通達で規定されるものと考えられるが、ある程度納税者や事業主<sup>4</sup>の裁量が認められるものと予想される。
- しかしながら、大綱による案の下でも、勤務必要経費については、いくら必要経費が発生したとしても、65 万円までしか特定支出に算入できない。このため、勤務必要経費があるだけでは、特定支出は 65 万円までにしかない。
- 勤務必要経費以外の特定支出の内容については、意識的に資格取得を目指して資格取得費を払う場合などの場合を除いては一般のサラリーマンにおいて発生する可能性が低いものである<sup>5</sup>。
- 以上の点を考慮して、大綱による新しい特定支出控除制度（案）を利用できる可能性について検討してみる。

<sup>4</sup> 現行の特定支出控除を利用するためには、費用について職務に直接必要であること等について事業主から証明を受けなければならない。大綱による改正後もこの仕組みが維持されることが想定される。

<sup>5</sup> 例えば、通勤費、転勤に伴う転居の費用は特定支出の範囲に含まれているが、会社から費用が支給され、かつ所得税の課税対象外となっている場合は特定支出とされない。ほとんどの会社では、通勤費が支給され、通勤に伴う転居の費用についても費用の大部分が移転料・赴任料等の名目で支給されており、これらは所得税の課税対象外として処理されているものと考えられる。このように、実際に特定支出が発生するケースが少ないため、（また、特定支出と比較すべき給与所得控除額が多いため）現行の特定支出控除の利用者は年間 10 名程度しかいなかった。

- 年収 380 万円超の給与所得者は、給与所得控除額が 130 万円を超える。すなわち、「勤務費用の概算控除」部分が 65 万円を超える。この場合、勤務必要経費がたとえ 65 万円以上あったとしても、勤務必要経費として控除できる上限は 65 万円なので、他の特定支出が一定額（図表 1-4 の C）以上なければ、新しい特定支出控除（案）を利用することはない。
- 新制度案の下で特定支出控除を利用するケースとしては、勤務必要経費が上限の 65 万円かそれに近い額であり、かつ 20～30 万円台の資格取得費など他の特定支出の対象となる費用がある場合というのが主なものとなるだろう。

図表 1-4 特定支出控除を利用するため、「勤務必要経費」以外で最低必要な特定支出額（単位：万円）

給与収入	A	B	C
	給与所得控除 (改正案適用 後の水準) (注1)	「勤務費用の概 算控除」部分 ( $A \times 1/2$ ) (注2)	特定支出控除を利用 することになる、「勤務 必要経費」以外の特 定支出額 ( $B - 65$ 万円)
200	78	39	0
300	108	54	0
380	130	65	0
400	134	67	2
500	154	77	12
600	174	87	22
700	190	95	30
800	200	100	35
900	210	105	40
1,000	220	110	45
1,200	230	115	50
1,500	245	122.5	57.5
1,800	245	125	60
2,000	245	125	60

(注1) 大綱では、給与所得控除の上限を245万円としており、その案を適用後の水準とした。

(注2) 大綱では、給与収入が1,500万円超の場合、「勤務費用の概算控除」部分を125万円とするものとしている。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

### ◆1-2-3. 設例による検討

- 例えば、年収 600 万円の給与所得者の場合を考える。この給与所得者が、スーツ代等の被服費に年間 20 万円、勤務に直接必要な交際費のうち会社から補填されない部分に年間 25 万円、勤務に直接必要な書籍代・新聞代等に年間 20 万円をそれぞれ払っており、これらが全て、勤務必要経費として認められたとすると、合計 65 万円となる。
- その上で、さらにこの給与所得者が税理士資格の資格予備校代として年間 30 万円を支払っていて、その費用が「職務に直接必要な」ものであると認められたとする。
- この場合、新制度案の下ではこの給与所得者の特定支出額は 95 万円ということになり、「勤務費用の概算控除」部分の 87 万円を上回る 8 万円については、特定支出控除を利用することで控除できる。特定支出控除を利用することにより、この給与所得者の税負担が軽減される額は年間 1 万 6,000 円程度と考え

られる<sup>6</sup>。

#### ◆1-2-4. 改正の影響

- 上記の例で分かるように、新制度の下でも、特定支出控除を利用する場合とは、「勤務必要経費」として相当に高額な必要経費を支払っており、かつ相当に高額な資格取得費などを支払っている（その上でかつその費用が「職務に直接必要」なものと認められる）ケースに限られることになる。
- 仮に特定支出控除制度が政府税調案のように拡充されたとしても、それによって税負担が軽減される者はかなり少ないものと考えられる。現行制度の年間10人前後よりは増加するものの、多くとも適用者は数万人規模（給与所得者全体のうち1%未満）と筆者は予想する。
- 逆に考えると、現在の給与所得控除が想定している「勤務費用の概算控除」部分の金額は、実際の勤務費用の金額より相当に大きな金額になっているものといえる。
- なお、職務に直接必要な資格の取得のための<sup>7</sup>補助制度については、雇用保険に「教育訓練給付制度」がある。ほとんどの給与所得者は雇用保険に加入しており<sup>8</sup>、3年以上（初回利用の場合は1年以上）の勤務期間があれば、指定講座の入学金・授業料等のうち20%（最大10万円まで）が支給される。教育訓練給付制度を利用した場合の特定支出の計算方法については、通達等の発表が待たれる。

### 1-3. 短期勤務役員の退職課税強化

#### ◆1-3-1. 改正案の概要

- 現在、退職金に対する所得税・住民税の課税は、①退職所得控除額を控除した後、②金額を2分の1にし、③税率（所得税5~40%、住民税10%）をかけて税額を求める（給与所得など他の所得とは分離して計算する）仕組みがとられている。
- なお、住民税については、現行では③までの計算により求めた税額に、④として10%税額を差し引く措置が取られているが、これは2011年度税制改正法第2弾の成立（2011年11月30日成立）により2013年1月以後廃止されることが決まっている（詳しくは1-4-4.で後述する）。
- 大綱では、所得税と住民税の②の措置（課税標準を2分の1とすること）について、勤務年数5年以内の役員等に限り、廃止することとした。勤務年数5年以内とは「役員等」としての勤務期間のみを計算し、同じ法人に従業員として勤務した期間があっても通算されない。
- 「役員等」とは、法人税法2条15号に規定する役員のほか、国会議員および地方議会議員、国家公務員及び地方公務員も含まれる。
- この改正は、2011年度税制改正大綱にも記載された事項であり、政府は税制改正法案を提出したが、現

<sup>6</sup> 所得税率10%、住民税率10%が適用されるものとした。

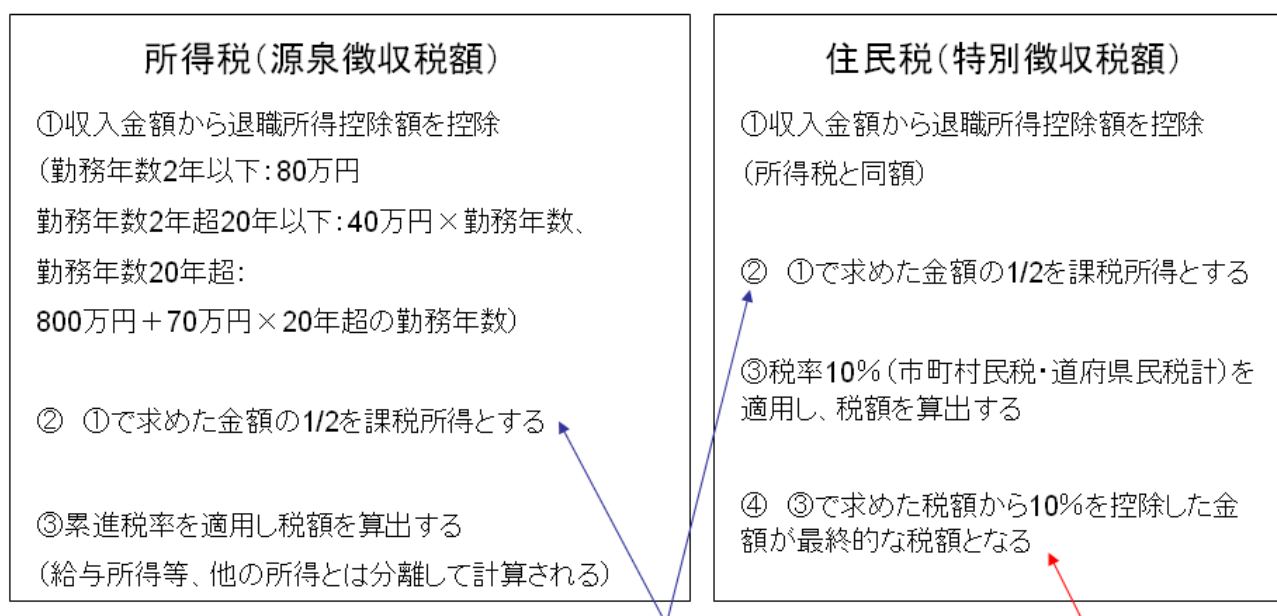
<sup>7</sup> 教育訓練給付金の対象となるものは、「雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練」である（雇用保険法60条の2）。税理士、公認会計士、行政書士など多数の「業務独占資格」を取得するための講座が、教育訓練給付金の対象に含まれている。

<sup>8</sup> 雇用保険の適用除外となるのは、常時5人未満の労働者を雇用する個人事業の農林水産業に限られ、いわゆる「非正規労働者」であっても雇用保険の適用対象となっている（雇用保険法附則2条）。

在まで改正が実現していないものである。

- 短期勤務役員の退職課税強化については、自民党は明確に反対の意思を表明していない（2011年度自民党大綱、2012年度自民党大綱<sup>9</sup>ともに明確な反対の記述がない）。このため、2012年度税制改正大綱に記載された内容は、2011年度税制改正大綱の時点から変わっていない。
- 大綱では、短期勤務役員の退職課税強化の施行時期を、所得税・住民税ともに2013年1月1日以後に支払われるべき退職所得等より新制度を適用するものとしている。
- 退職所得等に対する住民税の課税については、所得税と同様の現年課税（退職金が支払われた年に課税）の仕組みがとられているため、他の改正案と異なり、所得税と住民税で施行時期にずれが生じない。
- 現行の所得税・住民税の退職所得課税と改正内容（大綱によるもの、および改正法によるもの）をまとめると、次の図表1-5のようになる。

図表 1-5 現行の所得税・住民税の退職所得課税と改正内容



大綱(案):2013年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より、  
勤務5年以下の法人役員等に限り、所得税・住民税②の規定を廃止

改正法により決定:2013年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より、(一般社員・役員、勤務年数等を問わず)住民税④の規定を廃止(本文1-4-4.参照)

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

### ◆1-3-2. 改正の背景

- 勤務5年以下の法人役員等に対する1/2課税の適用廃止は、該当する法人役員に対する課税強化となる。
- 大綱では「2分の1課税を前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、

<sup>9</sup> 本レポートでは、自民党より発表された「平成24年度税制改正についての基本的な考え方」（2011年12月7日）を、政府の税制改正大綱と対比するものとして「2012年度自民党大綱」と呼ぶ。

給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例が指摘されています」とある。

- 短期で退職する予定の役員については、給与や賞与などの金額を抑えて、代わりに退職金を増やすことで、所得税・住民税の負担を抑えることが可能といえる。大綱による改正案が施行されれば、退職所得とすることによる税負担軽減の効果が抑えられるため、このような給与・賞与と退職金額の調整は起こりにくくなるだろう。
- なお、政府税制調査会の議論の際には、いわゆる公務員からの「天下り役員」に対して課税を強化したいとする意図も述べられていた。

### ◆1-3-3. 設例による解説

- 例えば、法人に役員として4年間勤務し（従業員として何年勤務したかは問われない）、3,000万円の退職金を受け取る者の場合を考える。
- この者が受け取る退職金に対する改正前後の税額は、以下の図表1-6のように算出される。

図表 1-6 退職金課税の改正（案）の影響（役員として4年勤務の場合）

退職金額	現行制度		改正後(注)	
	所得税	住民税	所得税	住民税
	3,000	3,000	3,000	3,000
退職所得控除額(4年×40万円)	-160	-160	-160	-160
① 退職所得控除額控除後の金額	2,840	2,840	2,840	2,840
①の1/2を課税ベースから控除	-1,420	-1,420		
② 退職所得	1,420	1,420	2,840	2,840
③ 通常の税率をかけた後の税額	315	142	856	284
④ 住民税の10%税額控除		-14		
⑤ 所得税付加税2.1%加算			+18	
最終的な税額	315	128	874	284
最終的な税額(所得税・住民税の計)	443		1,158	

(注)①の1/2を課税ベースから控除する措置の廃止は、まだ「案」の段階である一方、④の住民税10%税額控除および⑤の所得税付加税2.1%加算は既に成立している。  
 なお、施行時期はいずれも2013年1月1日からとされている。  
 表示単位未満四捨五入。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- 現行制度では、この者の退職金に対する税額は所得税・住民税を合わせて443万円であるが、改正後は、所得税・住民税を合わせて1,158万円と、3倍近くに増加する。
- 課税ベースが2倍に拡大するだけでなく、所得税の限界税率が上がること（現行33%→改正後40%）も税額の増加に大きく影響している。さらに、住民税の10%税額控除廃止および所得税付加税2.1%加算（詳しくは、1-4.で後述）も税額増加に影響している。



#### ◆1-3-4. 改正の影響

- 近年、上場企業では、役員退職慰労金制度を廃止する企業が増えている。
- 大和総研資本市場調査部制度調査課は、東証1部上場のうち375社<sup>10</sup>について2011年3月決算期の有価証券報告書を調査した<sup>11</sup>。その結果、役員報酬の決定方針の内容等について記述のある350社のうち、退職慰労金の廃止または不採用について記述している事例が114社(32.6%)で確認されている。
- 役員退職慰労金の贈呈議案は、株主総会における賛成率が買収防衛策の導入に次いで低い、不人気議案の一種となっている<sup>12</sup>。役員退職慰労金は、実質的に勤務年数などに応じて一律に支給されているケースが多いものと考えられることなどから、成果によらずに支払われる報酬として、投資家からの反対意見が強まりつつあると言われる。議決権行使助言サービスを行う会社が、役員退職慰労金の贈呈議案について、反対の意見を表明することも多々見られる。
- 役員退職慰労金が勤務年数に応じて一律に支給されるとするならば、「基本報酬」として毎年支給してもよいように思われる。だが、退職金には1/2課税のメリットがあることなどから課税が軽減されることが多く、「基本報酬」を減らし退職金を増やすことで税制上のメリットを得ていたことも考えられる。しかし、大綱による改正案が成立すればこのメリットも得られなくなる。
- 短期勤務の役員に対する退職金の課税強化が行われると、近年の役員退職慰労金を廃止する動きが一層強まるものと考えられる。

### 1-4. 既に成立した復興増税と2011年度税制改正

#### ◆1-4-1. 復興増税と2011年度税制改正について

- 2011年11月30日に、復興増税および2011年度税制改正の一部について定めた改正法が参議院にて可決・成立し、12月2日公布された<sup>13</sup>。
- 改正法では、家計に関連することとしては、所得税に2.1%の付加税を課すこと、住民税均等割を年1,000円上げること、住民税の退職所得10%税額控除を廃止すること(2011年度税制改正の実施)などが定められた。
- なお、これらの改正内容は、大綱に記載された内容と異なり、既に法律が成立し、実現が決定している

<sup>10</sup> 条件は、東証1部上場、時価総額1,000億円以上(2011年6月17日時点)の3月決算企業である。

<sup>11</sup> 2011年9月21日発表、「役員報酬開示の現況(2011年版)」(横山淳)を参照。

<sup>12</sup> 大和総研資本市場調査部制度調査課にて、2010年6月株主総会において定款変更を行った会社のうち改正府令の適用対象である247社を対象に、各社の臨時報告書に基づき、会社提案の定款変更以外の議案について、各社の最も賛成率が高かった議案との賛成率の差(平均)を試算した。その結果、最も差が大きかった(反対の割合が相対的に高かった)議案は、「買収防衛策の導入・継続等議案」であり、次に差が大きかった(反対の割合が相対的に高かった)議案が、「役員退職慰労金贈呈議案(廃止に伴う打切支給を除く)」であった。詳細は、2010年10月28日発表、「10年6月総会の定款変更(決議結果編)」(横山淳)を参照。

<sup>13</sup> これらの改正法についての詳細な解説は、2011年12月7日発表、「2011年度税制改正第2弾の解説」(是枝俊悟)を参照。

内容である。

○これらの改正による家計への影響分析については、「試算編」のレポートを参照。

#### ◆1-4-2. 所得税 2.1%付加税

○2013年1月から25年間、「復興特別所得税（付加税）」が課される。付加税とは、全ての所得税額（正確には、「基準所得税額」）に対し、税額を2.1%加算するものである。

○付加税の課税対象となる「基準所得税額」は、税額控除後・外国税額控除前のものである（復興国税法10条1号、所得税法7条1項1号）。すなわち、配当控除や住宅ローン減税や認定NPO法人への寄附などの税額控除の適用を受けた後の税額に対して、付加税が課される。

○所得税は原則として累進税率の総合課税となっているため、高所得者ほど所得税額の負担が多く、付加税の負担も多くなる。また、現在所得税の課税対象となっていない者は、付加税を課されることもない。

○改正法では、国内居住者に関し、「すべての所得」による所得税額に対して付加税を課すものとしている。すなわち、付加税の対象は給与所得や年金などの雑所得、事業所得など総合課税の対象となる所得だけでなく、預貯金の利子や株式の配当、投資信託の分配金など源泉分離課税・申告不要制度の対象となっている所得も含まれるものとしている。

○付加税課税による各種税率の変化を示したものが、次の図表 1-7 である。

図表 1-7 付加税課税による各種税率の変化

	現行(2012年12月以前)			2013年1月以後(注1)		
	税率	うち所得税	うち住民税	税率	うち所得税	うち住民税
総合課税の所得の税率 (給与所得、雑所得、事業所得など)	15%~50%	5%~40%	10%	15.105% ~50.84%	5.105% ~40.84%	10%
総合課税の配当の実質的な税率 (配当控除を考慮)(注2)	7.2%~43.6%	0%~35%	7.2%~8.6%	7.2% ~44.335%	0%~35.735%	7.2%~8.6%
上場株式等の配当の源泉税率	10%	7%	3%	10.147%	7.147%	3%
上場株式等の譲渡所得の税率 (申告不要・申告分離の場合)	10%	7%	3%	10.147%	7.147%	3%
未公開株式等の配当の源泉税率(注3)	20%	20%	-	20.42%	20.42%	-
預貯金・公社債の利子の源泉税率	20%	15%	5%	20.315%	15.315%	5%
報酬・料金等の源泉税率(注3)	10%	10%	-	10.21%	10.21%	-

(注1) 上場株式等の配当・譲渡所得等については現行法の下では、2014年1月以後、税率が変更される予定である(本文参照)。

(注2) 付加税は配当控除後の税額に課されるため、配当控除後の実質的な税率は表記の通りとなる。

(注3) あくまで源泉徴収時の税率であり、原則として、確定申告して総合課税となる(少額配当の場合などを除く)。

(出所) 法令等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○付加税（復興特別所得税）の用途は、法律により復興費用および復興債の償還費用に限定されている。

#### ◆1-4-3. 個人住民税均等割の税率引上げ

○復興地方税法により、個人住民税均等割の税率を1人あたり年1,000円（道府県民税・市町村民税の計）引上げられる（実施時期は2014年6月から2024年5月の10年間）。

○個人住民税均等割は、前年の所得が一定以下（東京都の場合、単身世帯・給与収入換算で年収100万円以下）の者や、生活保護法による生活扶助を受けている者などを除き、個人に対して所得の多寡に関わらず1人あたり定額の金額を課す税である。なお、「1人あたり」というのは納税者1人あたりであり、扶養配偶者や扶養親族の数は数えない（4人家族ならば4人分の均等割となるわけではない）。

○個人住民税均等割の標準税率は道府県民税年1,000円、市町村民税年3,000円の計4,000円であり、多

くの自治体では標準税率による課税が行われているが、標準税率とは異なる税率を設定している自治体もある。

○なお、国税においては、法律による使途の限定が定められているが、地方税については、引上げ分の税収について使途を限定する条文はない。

#### ◆1-4-4. 住民税の退職所得 10%税額控除の廃止

○改正法により、2013年1月1日から、住民税の退職所得 10%税額控除が廃止される（1-3-1. および図表 1-5 を参照）。

○住民税の退職所得 10%税額控除は、2011年度税制改正大綱に記載されており、改正が実現したものである（ただし、実施時期は2011年度税制改正大綱における記載より1年遅れとなっている）。

○この改正により得られる税収については、政府税制調査会の資料では、10年間、「全国の自治体で行うことが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等」に充てるものと説明されているが、使途を限定する条文は定められていない。

○退職金に対する課税を計算する際には、退職所得控除額が控除される（図表 1-5 を参照）ので、退職金が退職所得控除額の範囲内であればそもそも住民税が課税されないため改正による影響も受けない。

○例えば、勤続40年の場合、退職所得控除額は2,200万円であるため、退職金が2,200万円以下である場合はそもそも住民税が課税されない。40年程度勤めた場合の退職金の平均額は、中小企業で1,200万円程度、公務員・大企業で2,000～3,000万円程度である<sup>14</sup>。したがって、概ね中小企業のサラリーマンについては改正（案）の影響を受けず、公務員や大企業のサラリーマンでは改正の影響を受けるものといえる。

○改正による増税額は、例えば、勤続40年で退職金3,000万円の場合、4万円増となる<sup>15</sup>。一般の従業員として退職金を受ける者にとっては、負担増とはなっても、退職後の生活に大きな影響を与えるほどの改正内容ではないだろう。

○ただし、勤務5年以内の役員等については、1/2課税の廃止（こちらは案である）の影響もあり、税負担が大きく増えるものと考えられる（1-3-3. 参照）。

#### 1-5. 成年扶養控除は現状維持

○2012年度税制改正大綱には、成年扶養控除の見直しについて触れられていない（すなわち、現状維持）。

○2011年度税制改正大綱には、成年扶養控除（23歳以上65歳未満）について、①扶養を受けている者が

<sup>14</sup> 以下の統計を参照した。中小企業の退職金：東京都産業労働局労働相談情報センター「中小企業の賃金・退職金事情（平成20年版）」、大企業の退職金：経団連「2008年9月度 退職金・年金に関する実態調査結果」、公務員の退職金：総務省「退職手当の支給状況（平成19年退職者）」。

<sup>15</sup> 課税所得金額は、(3,000万円－退職所得控除額2,200万円)×1/2=400万円。税額は、400万円×税率10%=40万円であるが、10%税額控除の措置があるので現行では税額は36万円である。改正案施行後はこの措置がなくなるので税額が40万円となる。

学生や障害者等である場合、②納税者本人の合計所得金額が400万円（給与収入568万円）以下の場合のいずれにも該当しない場合は控除の対象外とする案を記載していた。この案をもとに政府は税制改正法案を提出したが、野党の反対を受け、改正が実現しなかった。

- 自民党は「平成24年度税制改正においては、当然（中略）成年扶養控除の縮減（中略）は認められない」（2012年度自民党大綱）としている。成年扶養控除の見直しについては、自民党の反対を受け、成立の目途が立たないため、2012年度税制改正大綱では提案を取りやめたものとされる。

## 2. 車体課税の軽減とエコカー補助金

### ◆2-1. 車体課税の全体像

○車体課税の軽減は、民主党のマニフェスト（2009年衆院選）に記載されていた事項でもあり、民主党内および経済産業省などから強い要望を受けて、2012年度の税制改正案について政府・与党で議論が行われていた。

○大綱では、自動車重量税について「一般の税率」<sup>16</sup>を引下げる他、エコカー減税（自動車重量税および自動車取得税）について対象となる車の要件を厳しくした上で延長することとした。

○現行の車体課税は、次の図表2-1のようになっている。

図表 2-1 現行の車体課税制度

現行制度		取得時課税		保有時課税	
		自動車取得税	自動車税 (年1回課税)	自動車重量税(車検時課税)	
一般の税率		車体価格の5%	車種により異なる (★の車の場合、 年39,500円)	1回目 (購入後1~3年)	2回目以後 (購入後4年~)
エコカー 減税	次世代車	免税	購入翌年度1年に限り 一般の税率から 50%程度軽減 (★の車の場合、 年20,000円)	免税	
	低燃費車Ⅰ	(75%軽減) 車体価格の1.25%		「一般の税率」 から75%軽減 (★の車の場合、 1年あたり3,750円)	車種により異なる 「一般の税率」 (★の車の場合、 1年あたり15,000円)
	低燃費車Ⅱ	(50%軽減) 車体価格の2.5%	(減税の適用なし)	「一般の税率」 から50%軽減 (★の車の場合、 1年あたり7,500円)	
経年車 重課 (ガソリン車 の場合)	13年超経過車		税額を一般の税率に 10%程度加算		
	18年超経過車			「一般の税率」より高い (★の車の場合、 1年あたり18,900円)	

(注1) ★の車とは、課税の一例であり、「自家用ガソリン車で、排気量1800cc、車両重量1トン以上1.5トン未満」の車とした。

(注2) 低燃費車Ⅰとは、2010年度燃費基準+25%等、低燃費車Ⅱとは、2010年度燃費基準+15%等の要件を満たした自動車のことである。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

<sup>16</sup> 本則税率と租税特別措置法による税率（旧「暫定税率」、現在は「当分の間」税率とも呼ばれる）とがあるが、本レポートでは、実際に一般的な車に課されている税率を「一般の税率」と呼ぶ。

○現在、自動車の車体にかかる税としては、取得時の自動車取得税、保有時の自動車税（または軽自動車税）・自動車重量税の3種類がある。「エコカー減税」として、次世代車や低燃費車に対しては課税が軽減・免除される措置がある一方で、経年車（新車登録から13年超または18年超の車）については、一般の税率より高い税率が設定されている。

○大綱では、車体課税について、次の図表2-2のように改めるものとしている。施行時期については後述する。

図表 2-2 車体課税制度の改正案

新制度案	取得時課税		保有時課税			
	自動車取得税	自動車税 (年1回課税)	自動車重量税(車検時課税)			
			1回目 (購入後1~3年)	2回目 (購入後4~5年)	3回目以後 (購入後6年~)	
一般の税率	車体価格の5%	車種により異なる (★の車の場合、 年39,500円)	車種により異なる「一般の税率」 (★の車の場合、1年あたり12,300円)			
エコカー減税	次世代車	免税	購入翌年度1年に限り 一般の税率から 50%程度軽減 (★の車の場合、 年20,000円)	免税	「本則税率」から 50%軽減 (★の車の場合、 1年あたり3,750円)	車種により異なる 「本則税率」 (★の車の場合、 1年あたり7,500円)
	低燃費車Ⅰ			「本則税率」から 75%軽減 (★の車の場合、 1年あたり1,875円)	車種により異なる 「本則税率」適用 (★の車の場合、 1年あたり7,500円)	
	低燃費車Ⅱ	(75%軽減) 車体価格の1.25%	(減税の適用なし)	「本則税率」から 50%軽減 (★の車の場合、 1年あたり3,750円)		
	低燃費車Ⅲ	(50%軽減) 車体価格の2.5%				
経年車重課 (ガソリン車の場合)	13年超 経過車		税額を一般の税率に 10%程度加算			一般の税率より高い 税率区分 (★の車の場合、 1年あたり15,000円)
	18年超 経過車					最も高い税率区分 (★の車の場合、 1年あたり18,900円)

(注1) ★の車とは、課税の一例であり、自動車税については「自家用ガソリン車で、排気量1800cc」、自動車重量税については、「自家用車で車両重量1トン以上1.5トン未満」の車とした。

(注2) 低燃費車Ⅰとは、2015年度燃費基準+20%等、低燃費車Ⅱとは、2015年度燃費基準+10%等、低燃費車Ⅲとは、2015年度燃費基準等の要件を満たした自動車のことである。なお、「2015年度燃費基準」は「2010年度燃費基準」よりも20%~30%程度の燃費の改善が求められている。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## ◆2-2. 自動車重量税の改正

○改正案は、自動車重量税については、例えば「自家用車で車両重量1トン以上1.5トン未満」の車（以下、2-2において、★の車）において、「一般の税率」を1年あたり15,000円から12,300円に引下げるものとなっている。

○また、現行の自動車重量税の「エコカー減税」は、購入後1回目の車検に限り免除または「一般の税率」より軽減するものとなっているが、改正案では、「エコカー減税」の対象車は、恒久的に「一般の税率」よりも低い「本則税率」（★の車において、1年あたり7,500円）の適用を受けられるものとしている。

○さらに、「エコカー減税」の対象車について、購入後1回に限り免除または軽減を受けられる措置を拡

充させることとしている。具体的には、購入後1回目は、免除または「本則税率」から50～75%の軽減を受けられる。さらに、次世代車または「低燃費車Ⅰ」の場合は、購入後2回目の車検についても「本則税率」から50%の軽減を受けられることとしている。

- なお、「エコカー減税」の対象車については、現行よりも燃費等の基準を厳しくするものとしている。現行は「2010年度燃費基準」を基準としていたのに対し、新制度では「2015年度燃費基準」を基準とするものとしている。「2015年度燃費基準」は「2010年度燃費基準」よりも20～30%の燃費の改善が求められている。
- 新車登録から13年超経過している車には、自動車重量税引下げの恩恵は与えられず、税率は現状維持となる。
- この結果、改正案が実行されれば、自動車重量税は燃費等および経過年数に応じて、税率区分が細かく設定されるようになる。
- 大綱では、改正案の施行時期を2012年5月1日以後としている。
- 現在、乗用車の平均使用年数（新車登録から廃車までの平均年数）は12.43年<sup>17</sup>となっており、大綱による改正が行われれば、多くの自動車ユーザーが自動車重量税の引下げの恩恵を受けられるものと考えられる。
- 政府税制調査会の資料では自動車重量税の減税は年1,500億円規模とされている。ただし、これは、新たなエコカー減税制度の下での買換えが一定程度進んだ後の平年度の水準であるものと考えられ、2012年度の減収規模はこれより少なくなるものと考えられる。

### ◆2-3. 自動車取得税の改正

- 大綱では、自動車取得税について、現行の「エコカー減税」を、燃費条件等を現行より厳しくした上で、3年延長（新制度は2012年4月1日以後2015年3月31日までの自動車の取得に適用）することとしている。
- 一般の税率については現状が維持される。このため、「エコカー減税」の対象とならない車については、税率の変更はない。

### ◆2-4. 自動車税の改正

- 大綱では、自動車税について、現行の「エコカー減税」を、燃費条件等を現行より厳しくした上で、2年延長（新制度は2012年度および2013年度に適用）することとしている。
- 一般の税率については現状が維持される。このため、既存の車については、原則として、税率の変更はない。

### ◆2-5. エコカー補助金

- 大綱には記載されていないが、2011年度第4次補正予算においてエコカー補助金（エコカーの購入時に補助金が支給される制度）を復活させる方針が政府より発表されている。
- 政府税制調査会の資料では、「乗用車（登録車・軽）及び重量車（トラック・バス等）について、購入補助を実施」することとされている。その他報道された情報と合わせると、期間は約1年（2011年12月下旬

<sup>17</sup> 2011年3月末現在、（財）自動車検査登録情報協会「車種別の平均使用年数推移」による。

旬～2013年1月頃に購入した車を想定)、予算総額は3,000億円(エコカー減税とは別枠と考えられる)、補助単価は乗用車で10万円程度を検討しているとのことである<sup>18</sup>。

○なお、前回のエコカー補助金制度は、2009年6月～2010年9月に実施され、予算規模5,837億円、補助単価は乗用車で10万円(ただし、13年超の車を廃車にして対象車を購入する場合25万円)であった。

### 3. 地球温暖化対策のための税の創設

○2012年度税制改正大綱では、「地球温暖化対策のための税」として、石油石炭税の税率上乘せ(CO<sub>2</sub>排出量あたり一定の税率上乘せ)を行うこととした。

○この改正は、2011年度税制改正大綱にも記載された事項であり、政府は税制改正法案を提出したが、現在まで改正が実現していないものである。2012年度税制改正大綱では、2011年度税制改正大綱の時と比べ、実施時期を延期した他、免税・還付対象事業者の種類を増やしている。

○「地球温暖化対策のための税」については、自民党は「(地球温暖化対策の)全体像が全く不透明で、かつ税の用途も不明確で単なる財源あさりと断ぜざるを得ない」(2012年度自民党大綱)と指摘しているが、明確に反対とは記載しておらず、「総合的に検討すべきである」(2012年度自民党大綱)という態度である。

○2012年度税制改正において、「地球温暖化対策のための税」について自民党が賛成するか否か(およびこの改正が実現するか否か)は、現時点では分からない。

○大綱では、具体的な石油石炭税の税率を、それぞれ次の図表3-1の通りに改正する案となっている。

図表 3-1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率引上げ案

	原油・石油製品	ガス状炭化水素	石炭
	1klあたり	1tあたり	1tあたり
現行	2,040円	1,080円	700円
2012年10月1日～	2,290円	1,340円	920円
2014年4月1日～	2,540円	1,600円	1,140円
2016年4月1日～	2,800円	1,860円	1,370円
燃焼時のCO <sub>2</sub> 排出量	2.62t/1kl	2.70t/1t	2.33t/1t
CO <sub>2</sub> 排出量1t あたりの上乗せ税率 (2016年4月1日～)	290.08円	288.89円	287.55円

(注)CO<sub>2</sub>排出量の係数は2010年3月改正後の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」(環境省・経済産業省)をもとに算出した。原油・石油製品は原油の値、ガス状炭化水素は液化天然ガスの値、石炭は一般炭の値を用いた。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○最終的(2016年4月1日以後)には、CO<sub>2</sub>排出量1tあたり290円程度の税率引上げを目指すこととされ、2012年10月1日、2014年4月1日、2016年4月1日に1/3ずつ税率が引上げられるものとなっている。

○増税規模は、初年度(2012年度)において357億円、最終的(2016年度)に2,405億円となっている。

<sup>18</sup> 2011年12月13日付日本経済新聞朝刊1面等の報道による。

- 改正による家計の負担は、あまり大きなものにはならない。
- 環境省は、石油石炭税の引上げによる家計の負担増は、2016年度においても1世帯あたり年間1,200円程度と試算している<sup>19</sup>。これは、家計の直接的なエネルギー消費量から試算したものと考えられる。
- 実際には家計の直接的なエネルギー消費だけでなく、製品・サービスに石油石炭税分が転嫁されることも考えられる（例えばエネルギーを消費して製造した自動車の価格が石油石炭税分引上げられるなど）が、仮に最終的な増収規模の2,405億円が全て家計に転嫁されたとしても、1世帯あたり年間5,000円程度の負担である。

#### 4. その他家計収支に影響を与える制度改正

- 本レポート4.では、2012年度税制改正大綱に記載されたものではないが、今後の家計収支に大きな影響を与える制度改正（の見直し）について解説する。

##### 4-1. 子ども手当見直しと年少扶養控除の廃止

###### ◆4-1-1. 子ども手当の見直し

- 子ども手当については、民主党・自民党・公明党の3党合意により見直しが予定されている。
- 各種手当の概要は次の図表4-1の通りである（なお、「旧児童手当」・「新児童手当」等の名称は筆者が他制度との比較のために便宜的に付けたものであり、正式名称ではない）。
- 2011年10月支給（2011年6月～9月分）までの「子ども手当」については、所得制限なし、一律月1.3万円の支給である。
- 2012年2月支給（2011年10月～2012年1月分）・6月支給（2012年2月～5月分）分からは、多くの世帯にとっては支給額が月1万円に減額される<sup>20</sup>。
- 2012年6月支給分からは、年収960万円程度の所得制限が設けられる予定である。所得制限世帯にどのような給付または税制上の措置を採るかは今後検討することとなっているが、大綱には税制上の措置についての記載はない<sup>21</sup>。

---

<sup>19</sup> 2010年12月18日政府税制調査会の資料より

<sup>20</sup> 支給額が増額する世帯は、3歳未満の子どもがいる世帯、および子どもが3人以上いる世帯に限られる。

<sup>21</sup> なお、2011年12月15日付日本経済新聞朝刊5面などの報道によると、民主党内では、所得制限になる世帯への給付額を月0.5万円とする案を自民党・公明党に提案すると報道されている。ただし、この案を自民党・公明党が了承するかは分からない。過去に、民主党は所得制限になる世帯への給付額を月0.9万円とする案を自民党・公明党に提案されたが、反対されている経緯がある。



図表 4-1 子ども手当・児童手当の比較表

	旧児童手当	子ども手当	特別措置の子ども手当(一部は案)	新児童手当(案)
時期	～2010年3月分まで	2010年4月分～ 2011年9月分	2011年10月分～ 2012年5月分	2012年6月分～
実際の支給時期	毎年2・6・10月に前月分までの4ヵ月分を支給			
支給対象の児童(子ども)	小学校卒業まで	中学校卒業まで		
所得制限	所得制限あり (制限世帯には一切支給なし) 所得制限の目安: 年収860万円 (世帯構成により所得制限 ラインは異なる)	所得制限なし		所得制限あり (制限世帯には何らかの措置?) 所得制限の目安: 年収960万円 (世帯構成により所得制限 ラインは異なる?)
1人あたりの支給額	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月0.5万円 (第3子以降は月1万円) 【所得制限になる世帯】 支給なし	一律月1.3万円	3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月1万円 (第3子以降は月1.5万円) 中学生→月1万円	【所得制限にならない世帯】 3歳未満→月1.5万円 3歳以上小学校卒業まで →原則月1万円 (第3子以降は月1.5万円) 中学生→月1万円 【所得制限になる世帯】 今後検討 (民主党案では月0.5万円支給)
総支給額(年間換算)	約1兆円	約2.7兆円(注)	約2.5兆円(注)	約2.2～約2.3兆円

(注) 手当の支給を同じ金額で1年間行ったと仮定した場合(平年度)の総支給額である。

(出所) 法令、3党合意等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

#### ◆4-1-2. 年少扶養控除の廃止

- 子ども手当の導入に伴い、所得税・住民税の年少扶養控除(16歳未満)の廃止は既に法定されている。
- 3党合意では、「所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する」とある。しかし、2012年度税制改正大綱には、年少扶養控除について法律を改正する旨の記載はなく、住民税の年少扶養控除は2012年6月から廃止されるものと考えられる。

図表 4-2 児童手当・子ども手当と年少扶養控除のスケジュール

年月	2009年			2010年			2011年				2012年			2013年				
	1	5	6	12	1	3	4	5	6	12	1	5	6	12	1	5	6	12
児童手当・子ども手当	旧児童手当			子ども手当			特別措置の子ども手当				新児童手当							
所得税の年少扶養控除	控除あり			控除あり			控除なし				控除なし(注)			控除なし(注)				
住民税の年少扶養控除	控除あり	控除あり		控除あり			控除あり				控除なし(注)			控除なし(注)				

(注) 3党合意では、「所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する」とある。

この表では、所得税・住民税の年少扶養控除の有無については現行法における予定を記載している。

(出所) 法令、3党合意などをもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

#### ◆4-1-3. 改正の影響(時系列変化)

- 手当であれ、税制上の控除であれ、子どもを扶養していることに対する政府による金銭的な支援であることに変わりはない。そこで、モデル世帯を設定して、手当と税制上の控除を合わせて実質的な子育て支援の額がどのように推移してきたのかを概観する。

○モデル世帯を、「夫婦のうちいずれかが働き、3歳以上小学生以下の子どもが1人いる年収500万円の世帯」<sup>22</sup>を設定して実質的な子育て支援の額の変化（この増減がそのまま「手取り収入」の増減ともなる）を試算した。試算結果は以下の図表4-3に示される。

図表4-3 手当・税制上の控除を合わせた実質的な子育て支援の額の推移（年収500万円・3人世帯）

年額、単位：円		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
手当	旧児童手当支給	60,000	15,000			
	子ども手当支給		117,000	117,000		
	特別措置の子ども手当支給			30,000	50,000	
	新児童手当支給				70,000	120,000
税制	所得税の年少扶養控除による実質的な税負担軽減額	19,000	19,000			
	住民税の年少扶養控除による実質的な税負担軽減額	33,000	33,000	33,000	13,750	
実質的な子育て支援の合計金額		112,000	184,000	180,000	133,750	120,000
2009年比の金額		0	72,000	68,000	21,750	8,000

世帯条件：夫婦のうちいずれかが働き、3歳以上小学生以下の子どもが1人いる年収500万円の世帯。標準的な社会保険に加入（社会保険料は2010年度の水準で固定して考えた）、生命保険料控除5万円を適用しているものとした。

（出所）大和総研資本市場調査部制度調査課試算

○図表4-3を見ると、所得税・住民税の年少扶養控除廃止に先行して手当の額を増やしたため、2009年と比較して2010年・2011年は手取り収入が大きく増えたが、税制改正の影響が完全に反映される2013年にはほぼ2009年の水準に戻っていることが分かる。

○国全体の予算規模としても、新児童手当の下での「実質的な子育て支援の額」（新児童手当の支給額）は、旧児童手当の下での「実質的な子育て支援の額」（年少扶養控除による税負担軽減額と旧児童手当の支給額の合計）とほぼ同じである。

#### ◆4-1-4. 改正の影響（旧児童手当時との比較）

○旧児童手当が支給され、所得税・住民税ともに年少扶養控除のあった2009年と、新児童手当が支給され、（現行法のスケジュールで）所得税・住民税ともに年少扶養控除がなくなる2013年を比較し、制度の最終的な姿を分析する。

○夫婦のうちいずれかが働き、子どもが1人いる世帯について、世帯年収と子どもの年齢別に新児童手当（完全移行後）と旧児童手当の下での手取り収入の変化について試算を行った。

○試算結果は、次の図表4-4に示される。

<sup>22</sup> 2009年の国税庁「民間給与実態統計調査」における「1年を通じて勤務した給与所得者」の平均年収が402万円（うち男性は500万円）であること、2010年の合計特殊出生率が1.39であることを考慮しモデル世帯を設定した。

図表 4-4 新児童手当（完全移行後）の旧児童手当と比べた手取り収入の変化

年額、単位：円	世帯年収						
	300万円	500万円	700万円	1,000万円		1,500万円	
手当の金額(子ども1人あたり)	月1万円(3歳未満は月1.5万円)			手当なし	月0.5万円	手当なし	月0.5万円
① 3歳未満	8,000	8,000	-11,700	-109,000	-49,000	-158,400	-98,400
② 3歳以上小学生以下	8,000	8,000	-11,700	-109,000	-49,000	-158,400	-98,400
③ 中学生	68,000	68,000	48,300	-109,000	-49,000	-158,400	-98,400

(注) 夫婦のうちいずれかが働き、子どもが1人いる世帯。標準的な社会保険に加入。

社会保険料率は2010年度の水準で固定して分析した。生命保険料控除は5万円を適用した。

所得制限世帯(年収1,000万円・年収1,500万円の世帯)は、手当なしの場合と月0.5万円(民主党案)の場合を示した。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

- 子どもの年齢が小学生以下で、旧児童手当が支給されていた世帯(図表 4-4 のうちでは年収 300 万円・500 万円・700 万円の世帯)<sup>23</sup>については、新児童手当の下でも手取り収入に大きな違いはない。年収 300 万円・500 万円の世帯では新児童手当は旧児童手当より年 8,000 円のプラスになり、年収 700 万円の世帯では年 1 万 1,700 円のマイナスになる程度である。
- 子どもが中学生の場合は、新児童手当の所得制限にかからなければ(図表 4-4 のうちでは年収 300 万円・500 万円・700 万円の世帯)、手取り収入はプラスになる(旧児童手当は中学生には支給はなかった)。
- 新児童手当の所得制限世帯(年収 1,000 万円・年収 1,500 万円の世帯)では、手取り収入は大きく減少する。手当なしとした場合は、年収 1,000 万円の世帯では年 10 万 9,000 円、年収 1,500 万円の世帯では年 15 万 8,400 円の収入減となる。
- 民主党案が採用され、月 0.5 万円の給付とした場合は、年収 1,000 万円の世帯では年 4 万 9,000 円、年収 1,500 万円の世帯では年 9 万 8,400 円の収入減となる。「月 0.5 万円」の給付とした場合であっても、(減少幅は縮小するが)所得制限世帯の手取り収入が旧児童手当より減少することには変わりはない。

## 4-2. 厚生年金保険料率の引上げ

- 厚生年金は、2004 年の法改正により毎年 0.177% (従業員負担分) ずつ保険料率を引上げていくことが法定されている。現行法では、2017 年 10 月に保険料率は 9.15% (従業員負担分、会社負担分も合わせると 18.3%) となり、以後一定となる予定である。
- 厚生年金の保険料率引上げは毎年 10 月<sup>24</sup>に行われ、2008 年 10 月以後の保険料率は、次の図表 4-5 のように定められている。

<sup>23</sup> この例では、配偶者控除の適用があり、子どもが 1 人のため、旧児童手当の所得制限基準は 817 万円である。新児童手当の所得制限基準は 917 万円程度と予想される。

<sup>24</sup> 正確には、10 月の給与から天引きされる 9 月分の保険料から保険料率が引上げられている。

図表 4-5 厚生年金の保険料率（従業員負担分）

2008年10月～2009年9月	7.675%	2013年10月～2014年9月	8.560%
2009年10月～2010年9月	7.852%	2014年10月～2015年9月	8.737%
2010年10月～2011年9月	8.029%	2015年10月～2016年9月	8.914%
2011年10月～2012年9月	8.206%	2016年10月～2017年9月	9.091%
2012年10月～2013年9月	8.383%	2017年10月～	9.150%

（出所）法令をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

### 4-3. 社会保障と税の一体改革案

#### ◆4-3-1. 消費税率 10%への引上げ

- 2011年6月30日に、政府・与党は「社会保障改革検討本部」にて、社会保障と税の一体改革の原案である「社会保障・税一体改革成案」（以下、成案）を決定した（ただし、閣議決定は行われていない）。
- 成案では、2010年代半ばまでに消費税率（国・地方計）を段階的に10%まで引上げるものとしているが、「経済状況の好転」を条件とされており、引上げの時期は明確化されていない。
- 政府・与党は、2011年12月末までに、消費税率引上げの時期や条件等について明確化した「素案」を作成するものとしている。しかし、民主党内でも消費税率引上げに反対し実現が非常に困難な「条件」（例えば実質GDP成長率3%以上など）を設けることを主張する議員もおり、調整が難航することも予想される。
- 本レポート執筆時点では、政府内では、2013年9月以後に一度税率を7～8%に引上げ、その後2015年ごろに税率を10%に引上げることが想定されている模様である。

#### ◆4-3-2. 年金給付額の縮減（物価スライド特例水準の解消）

- 現在の公的年金（国民年金・厚生年金）の支給額は、2000年～2002年の物価下落時に年金水準を引き下げなかった経緯から、特例的に本来水準<sup>25</sup>よりも高い水準（物価スライド特例水準）で支給が行われている。2011年度現在、実際の公的年金の支給水準は、本来水準よりも2.5%高くなっている<sup>26</sup>。
- 本来水準より高い水準で現在の高齢者に支払われる分は、当然に年金財政を悪化させ、現役世代（およびこれから生まれる世代）の税・社会保険料負担増や年金給付減につながるものである。
- この物価スライド特例水準の解消は、成案に記載された内容でもあったが、国民に負担増（給付減）を求める内容であるため、2011年11月前半まで厚生労働省は実施に消極的であった。しかし、11月23日に行われた行政刷新会議の「提言型政策仕分け」にて、仕分け人から物価スライド特例水準の解消が強く主張されると、小宮山洋子厚生労働大臣は「この特例措置に切り込まなければ将来世代への責任が果

<sup>25</sup> 2004年の年金改正法が想定した本来の年金支給水準（原則として、物価変動率をそのまま翌年度の年金支給額に反映させた場合の年金支給額）のことである。

<sup>26</sup> 物価スライド特例水準やマクロ経済スライド等について、詳しくは2011年7月5日発表の「政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析」（是枝俊悟）を参照。

たせなくなる」<sup>27</sup>と話し、物価スライド特例水準の解消に向けた政府・与党の議論が動き出した。

- 本レポート執筆時点では、政府・与党内では、2012年度以降3年で物価スライド特例水準の解消を図ることが検討されている模様である<sup>28</sup>。
- なお、年金支給水準の見直しについては、成案には「デフレ下のマクロ経済スライドの発動」も検討課題とされていたが、こちらについては、当面、実施は見送られる模様である。

#### ◆4-3-3. 厚生年金保険料上限の引上げ

- 成案記載された検討課題の1つに、厚生年金の標準報酬月額の上限引上げがある。
- 厚生年金の保険料は現行では月給62万円以上で上限に達するものとされているが、厚生労働省内の審議会では、これを月給121万円まで引上げる案が検討されていた<sup>29</sup>。
- 厚生労働省案を実施した場合のマクロ全体での負担増は、年1兆800億円程度である。労使折半のため、給与所得者・企業ともに年5,400億円程度の負担増（所得控除・損金算入による税負担減を考慮すると、給与所得者・企業ともに3,500億円程度の負担増）となる。
- 年収975万円以上の給与所得者は、厚生年金保険料が増える。この範囲は、新児童手当の所得制限ライン（年収960万円以上）とほぼ重なる。厚生年金保険料負担増による影響だけで、年収1,500万円の者の可処分所得は年21.28万円減少する<sup>30</sup>。
- 本レポート執筆時点では、「厚生年金保険料上限の引上げ」については、政府・与党として当面実施を見送る模様である。

【以上。「試算編」（2011年12月16日発表）レポートに続く】

<sup>27</sup> 2011年11月24日付日本経済新聞朝刊1面より引用。

<sup>28</sup> 2011年12月17日付日本経済新聞朝刊3面などの報道による。

<sup>29</sup> 影響試算や改正案についての詳細は、2011年11月18日発表「厚生年金上限引上げ、法人税率引下げを一部相殺」（是枝俊悟）を参照。

<sup>30</sup> 試算では、厚生年金の保険料率は現在（2011年10月～2012年9月）のものを用いた。

2011年12月21日 全7頁

# 2012年度税制改正大綱（金融庁要望項目）

資本市場調査部制度調査課  
鳥毛 拓馬

公社債に対する課税方式の変更、損益通算範囲の拡大は2013年度改正で検討

## [要約]

- 2011年12月10日、政府は、2012年度税制改正大綱（以下、大綱）を閣議決定した。大綱には、金融庁が求めていた改正項目のうち、東日本大震災からの復興支援措置となる「地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置」及び「海外投資家に対する日本版レベニュー債の非課税債券化等」が盛り込まれた。
- 2014年から導入されることになっているいわゆる日本版ISAの利便性向上・事務手続の簡素化に向けた措置も一部盛り込まれた。
- もっとも、金融庁が要望していた公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大など金融所得課税の一体化に向けた改正は、2013年度税制改正において検討されることになった。
- 本稿では、大綱のうち金融庁が要望した税制改正の結果について概説する。

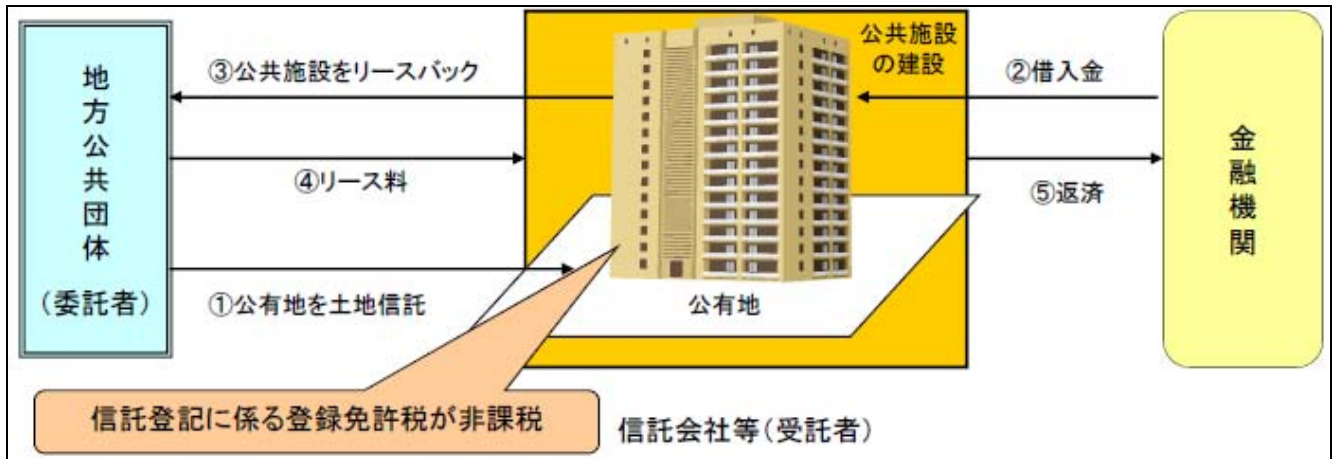
## 1. 東日本大震災からの復興支援

### （1）地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置

- 現行では、地方公共団体が自ら公共施設を建設し所有する場合には、登録免許税等が非課税となっている。
- 一方、地方公共団体が信託銀行等からの資金調達による土地信託を利用して公共施設整備を行う場合、形式的に信託銀行等の名義となるため、登録免許税等が課される。
- 地方公共団体の土地信託の活用について、地方公共団体が自ら事業を行った場合と同様の効果が得られるにも関わらず、登録免許税等が課されていることから、その活用の促進が制約されているとされている。
- そこで、大綱では、信託会社等が東日本大震災により著しい被害を受けた一定の地方公共団体との信託契約に基づき、その地方公共団体の所有する土地の上に一定の施設を建築する場合において、その施設の用に供する土地及び建物の所有権に係る信託の登記に対する登録免許税を非課税とする措置を講じるとしている。
- 非課税の対象となるのは、2012年4月1日から2016年3月31日までの間に、建築する一定の施設の公共・公用施設の部分に限られる。
- これにより、土地信託を活用しやすい環境が整備され、公共施設整備に係る民間資金及び民間活力の

更なる活用の促進が期待される。

図表 1 地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置



(出所) 平成 24 年度税制改正について (金融庁)

## (2) 海外投資家に対する日本版レベニュー債の非課税債券化等

- 日本版レベニュー債とは、地方公共団体との間に完全支配関係<sup>1</sup>がある公社等が発行する債券で、その利子が当該公社等の利益等に連動するもの(利益連動債)をいう。有料道路、公営住宅等のインフラを整備する資金を調達する目的で発行されることが想定される。東日本大震災の復興事業を支援するために発行されることも考えられる。
- 現行税制では、海外投資家が受ける振替社債・民間国外債<sup>2</sup>の利子は、非課税とされている。ただし、利子が発行体の利益等に連動する利益連動債の場合、その利子は非課税の対象とはならない<sup>3</sup>。日本版レベニュー債は、利益連動債に該当し得るため、非課税の対象とはならず、15%の所得税が課される可能性がある。これでは、海外投資家から復興資金等を調達することが制約されかねない。
- 大綱では、振替社債等の利子等の非課税制度について、非課税の対象外とされる利益連動債の範囲から、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債(地方公共団体が債務保証をしないものに限る)を除外するとしている。
- この改正は、2012年4月1日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子等について適用される。
- これにより、日本版レベニュー債を活用した海外からの復興資金を呼び込むことが容易になるとされている。

<sup>1</sup> 発行済株式または出資の全部を直接または間接に保有する関係。

<sup>2</sup> 法人により国外において発行された債券(外国法人により発行された債券にあっては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る)で、その利子の支払が国外において行われるもの。

<sup>3</sup> 利子の額を振替社債等の発行者の利益の額に連動させ、実質的に配当である所得を非課税とされる利子として支払うことにより、配当に対する課税(配当支払者の所得に対する課税及び配当の支払を受ける者に対する課税)を免れることができる。このような租税回避行為を防止するために、利益連動債の利子、償還差益は非課税の対象外とされている。

- さらに大綱では、非居住者債券所得非課税制度<sup>4</sup>（非居住者等が受ける 2013 年 3 月 31 日までに発行された振替社債等の利子及び償還差益の非課税化、現行の振替公社債利子等の非課税手続の簡素化等）及び民間国外債制度の政策効果を十分に発揮させるために、以下の見直しを行うとしている。

- ① 振替公社債の利子等の非課税制度について、特定振替機関の営業所等を通じて振替記載等を受けている受益者等課税信託<sup>5</sup>の信託財産に属する振替公社債につき支払を受ける利子等に係る非課税適用申告書の提出等の非課税適用に関する手続においては、当該特定振替機関に代えて、当該受益者等課税信託の受託者がその手続を行うこととする。
- ② 民間国外債等の利子の非課税制度について、特定民間国外債の要件である販売制限の対象となる特殊関係者の範囲から、民間国外債の発行者と引受契約等を締結する者<sup>6</sup>を除外する。

- ①の改正は、2012 年 4 月 1 日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子等について、②の改正は、2012 年 4 月 1 日以後に発行される民間国外債について、それぞれ適用される。

## 2. 金融商品に係る損益通算の範囲の拡大

- 現行税制では、2009 年 1 月から上場株式・公募株式投資信託等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算が認められている一方で、株式の譲渡損失を預金・債券の利子所得と損益通算することは認められていない。すなわち、金融商品間（上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等）の損益通算の範囲は制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にあるとされる。
- 大綱では、今後の検討事項として、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、2014 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、**2013 年度税制改正**において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討するとしている。

### 外国証券会社へ売り委託した上場株式

- 現行税制では損益通算の対象とはならない、信託会社<sup>7</sup>の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、当該信託会社を通じて、外国証券業者への売委託により行うものまたは外国証券業者に対して行うものについても、損益通算の対象とすることとされた。

<sup>4</sup> 詳しくは、金融庁ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100518-1/01.pdf>）を参照。

<sup>5</sup> 外国年金信託を除く。

<sup>6</sup> 当該民間国外債の発行者と引受契約等を締結する他の者から当該引受契約等に基づく募集等の残部の取得をする場合の当該取得をする者に限る。

<sup>7</sup> 信託業務を営む金融機関を含む。



### 3. 日本版 ISA の利便性向上・事務手続の簡素化

- 日本版 ISA<sup>8</sup>とは、個人投資家の証券市場への参加拡大を図るため、2014年に導入されることになっている少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置のことである。
- この日本版 ISA については、非課税口座開設の手続きや口座管理方法が金融機関及び顧客双方にとって煩雑な制度となっており、制度の普及・利用が妨げられるおそれがあるとされている。
- 大綱では、日本版 ISA について、次の措置を講じるとしている。

- ① 非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とするとともに、非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載する。
- ② 非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとする。

- ②は非課税口座の開設にあたって、非課税口座開設確認書交付申請手続と非課税口座開設手続の両方が必要となっている現行制度を改め、手続を簡素化するものである。
- なお、大綱には、証券業界・金融庁が当初要望していた以下の項目が盛り込まれなかった。

- ① 非課税投資額にかかわらず、分配金の同一銘柄への継続再投資を可能にすること
- ② 非課税口座の管理方法を簡素化するため、同一金融機関における非課税投資については1口座で管理すること

- ①は、非課税投資限度額 100 万円の枠内においてのみ、分配金の再投資が認められているという現行の法律の改正を求めるものであった。
- 一方、②は、同一金融機関に2年分あるいは3年分の非課税口座を開設する場合、それぞれ2口座、3口座を開設しなければならないことの改善を求めるものであった。

### 4. 特定口座の利便性向上等に向けた措置

- 現行制度においては、金融商品取引業者等は、特定口座を開設する個人投資家に対して、特定口座年間取引報告書を交付することが義務となっている。
- 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった者に対しても、確定申告を行うことはないにもかかわらず、同報告書を交付する義務があり、金融商品取引業者等にとっては負担となっている。
- そこで大綱では、当該負担を軽減するため、年間を通じて取引のなかった特定口座については、当該特定口座を開設していた居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に対する特定口座年間取引報告書の交付を要しないこととしている。
- ただし、当該居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者から請求があった場合には、当該報告

<sup>8</sup> 日本版 ISA については、拙稿「Legal and Tax Report 日本版 ISA、2012年に導入」（2010年4月22日）を参照。

書を交付しなければならないこととしている。

## 5. 税法上認められている本人確認書類の範囲の拡大

- 現行では、特定口座の開設時等に提示が求められている本人確認書類の範囲は、税法に限定列挙されている。
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯収法）施行規則の一部改正が予定されており（2012年4月）、これにより運転経歴証明書<sup>9</sup>について犯収法施行規則上の本人確認書類として明示的に規定することが予定されている。
- また、療育手帳<sup>10</sup>については、現在犯収法等において本人確認書類として明示されているにもかかわらず、税法上には規定されていない。
- そこで大綱では、所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の際に提示すべき書類の範囲に、運転経歴証明書及び療育手帳を追加するとしている。

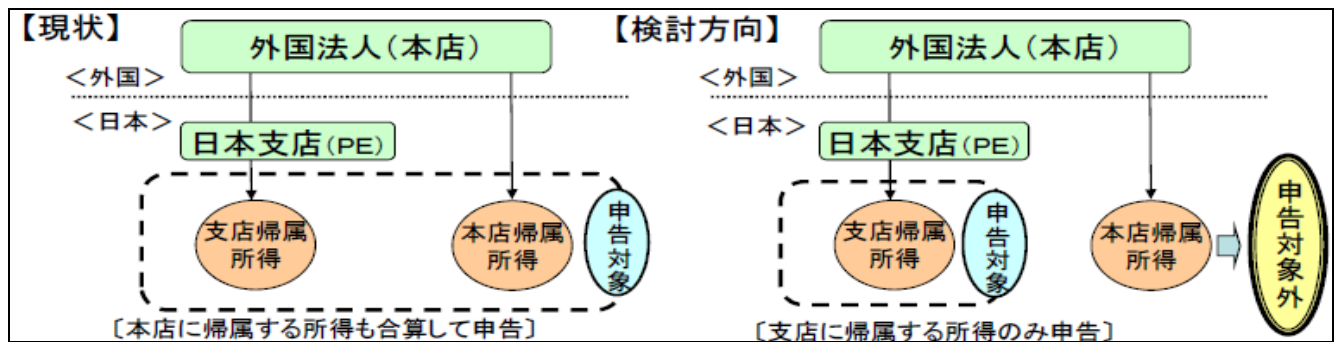
## 6. 国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

- 国際課税原則については、経済協力開発機構（OECD）加盟国のほぼ全てにおいて、外国法人等が国内に恒久的施設（Permanent Establishment 以下、PE）を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象とされている（帰属主義）。
- しかしながら、わが国においては、外国法人等が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要である（総合主義）。
- このような税制はグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている状況であると言われている。
- そこで大綱では、検討事項として、非居住者及び外国法人に対する課税原則については、OECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態や影響等を考慮しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行うとしている。

<sup>9</sup> 過去に失効した免許、取り消された免許又は現在受けている免許の種類、取得年月日等について証明するもの。

<sup>10</sup> 知的障害者に都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する障害者手帳。

図表 2 国際課税原則の見直し



(出所) 平成 24 年度税制改正について (金融庁)

## 7. 外国子会社合算税制に係る二重課税調整措置の見直し

- 外国子会社合算税制 (いわゆるタックス・ヘイブン対策税制) とは、一定の要件を満たす場合に、親会社が自らの所得に外国子会社の所得を合算して申告する制度である。
- 外国孫会社の所得を合算した後に親会社が外国子会社から配当を受ける場合は、二重課税が生じるため二重課税調整措置が設けられているが、特定外国子会社等の株式等の売買・償還等が行われ出資比率等が変動した場合など一部のケースで引き続き二重課税が生じている。
- このため、銀行持株会社が発行する優先出資証券の投資家に、二重課税が生じる場合があるとされる。
- そこで大綱では、内国法人等が外国子会社合算税制の適用を受けた外国孫会社から外国子会社を通じて受けた配当等 (以下、間接配当等) の額がある場合の二重課税調整について、内国法人等がその事業年度末に最も近い日に外国子会社から受けた配当等の支払に係る基準日またはその基準日に相当する日 (現行：事業年度末) における内国法人等の外国子会社に対する持株割合を用いてその間接配当等の額を計算することとしている。

## 8. その他

- 上記の他、金融庁が改正を要望していた項目及び要望にない項目のうち、大綱には、以下が盛り込まれた。

- ① 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記に株式移転により銀行持株会社を設立する場合における当該銀行持株会社の設立の登記を追加した上、その適用期限を 2 年延長。
- ② 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に規定する認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を 2 年延長。
  - ・ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記 1,000 分の 5 (現行 1,000 分の 3.5)
  - ・ 分割による法人の設立等の場合における次の登記
    - 不動産の所有権の移転登記 1,000 分の 4 (現行 1,000 分の 2)
    - 抵当権の移転登記 1,000 分の 1 (現行 1,000 分の 0.6)

- ③ 2012年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについて、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講じる（所得税、法人税）。
- ④ 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設。
- ⑤ 検討事項として、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「社会保障・税番号大綱」を踏まえ、「番号法案」の具体化を受けて検討を行う。

## 9. 大綱に盛り込まれなかった項目

- 金融庁が要望していたにもかかわらず、今般の大綱に盛り込まれなかった項目は以下のとおりである。

- ・ 自動発注サーバに係る非課税措置の創設
- ・ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ
- ・ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ・ 金融商品取引法上の「有価証券の引受け」の範囲の見直しに伴う所要の税制措置（法人）
- ・ 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の見直し
- ・ 預金保険法第101条の2第1項に基づく反社等債権の買取りにかかる不動産に関する権利の移転登記の際の登録免許税の非課税措置
- ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等

2011年12月28日 全12頁

# 2012年度税制改正大綱（資産課税・住宅税制）

 資本市場調査部 制度調査課  
 是枝 俊悟

## 固定資産税、相続税、贈与税、住宅関連税制について解説

### [要約]

- 2011年12月10日に、2012年度税制改正大綱が閣議決定された。
- 2012年度税制改正大綱には、資産課税・住宅税制に関連する改正項目としては、固定資産税・都市計画税の住宅用地の据置特例の廃止、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税枠の延長・拡充、住宅取得等資金の相続時精算課税の延長などが盛り込まれた。
- なお、2011年度税制改正大綱に盛り込まれていた相続税の課税強化と贈与税の軽減などの大規模な改正については、政府が改正法案を国会提出したが野党に反対され、成立していない。これらの内容は、2012年度税制改正大綱には盛り込まれず、税制抜本改革における実現を目指すこととなった。

### [目次]

1. 固定資産税・都市計画税の住宅用地の据置特例の廃止	2 ページ
1-1. 現行の固定資産税・都市計画税の課税標準算定プロセス	2 ページ
1-2. 大綱による改正案	4 ページ
1-3. 設例による解説	4 ページ
2. 住宅取得等資金の贈与税特例の延長・拡充	6 ページ
2-1. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税枠の延長・拡充	6 ページ
2-2. 相続時精算課税の住宅取得等資金の特例の延長	7 ページ
3. 住宅税制（住宅ローン減税・投資型減税など）の改正	7 ページ
3-1. 住宅ローン減税の拡充	7 ページ
3-2. 長期優良住宅の投資型減税の縮小	8 ページ
3-3. その他の主な住宅税制の改正	9 ページ
4. 先送りされた相続税・贈与税の改正案について	9 ページ
4-1. 相続税の改正案	10 ページ
4-2. 贈与税の改正案	11 ページ

## 1. 固定資産税・都市計画税の住宅用地の据置特例の廃止

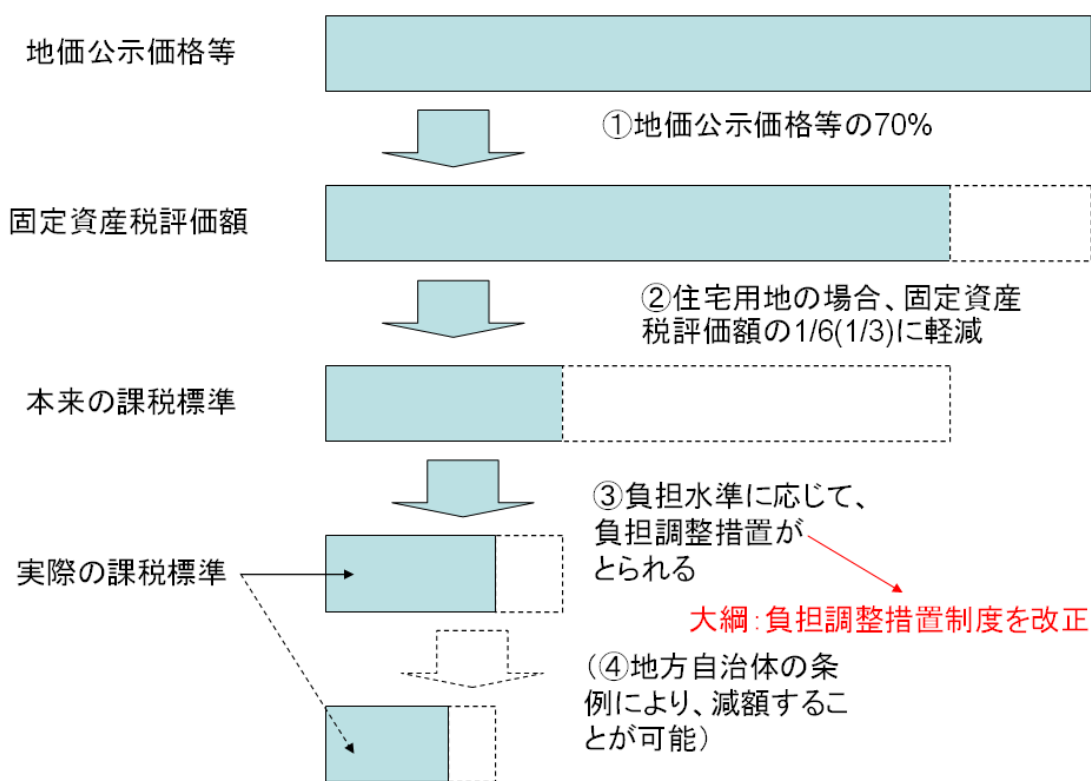
### ◆1-1. 現行の固定資産税・都市計画税の課税標準算定プロセス

○固定資産税・都市計画税は、土地・家屋・償却資産の所有者に対して地方自治体が課す地方税である。  
このうち、土地についての課税標準は、次のプロセスで算定される。

- ①地価公示価格等の70%を目安に固定資産税評価額を求める
- ②住宅用地の場合、200㎡以下の部分は1/6、200㎡超の部分は1/3に評価額が軽減される（②適用後の課税標準を「本来の課税標準」と呼ぶ）
- ③負担水準に応じて負担調整措置がとられる
- ④地方自治体の条例により、減額することが可能

○2012年度税制改正大綱（以下、大綱）では、このうち住宅用地について、③の負担調整措置を改正するものとしている（商業地等については現状維持）。

図表1 固定資産税・都市計画税の課税標準の算定プロセス



(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○負担調整措置の具体的な仕組みは、次のようになっている。

- 前年度の課税標準は、本来の課税標準とは差異がある場合がある。固定資産税評価額の評価替えは3年に一度行われるが、評価替えの年でなくとも、前年度の課税標準は本来の課税標準と差異があることが多い<sup>1</sup>。
- 負担水準 =  $\frac{\text{前年度の課税標準}}{\text{(当年度の) 本来の課税標準}}$  として、負担水準の値によって、次のように課税標準を定める。

負担水準	当年度の課税標準
100%以上	「本来の課税標準」を用いる
80%以上100%未満	「前年度の課税標準」を用いる(据置特例)
20%以上80%未満	「前年度の課税標準」に、当年度の「本来の課税標準」の5%を加えた額とする(注)
20%未満	当年度の「本来の課税標準」の20%とする

(注)ただし、当年度の「本来の課税標準」の80%を上限とする。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 評価替えが行われない年度において（もしくは評価替えが行われたが、結果的に評価が変わらなかった場合）は、前年度も当年度も「本来の課税標準」は変わらない。したがって、前年度の課税標準が「本来の課税標準」よりも少ない場合、当年度の「負担水準」は100%未満となる。この場合、負担水準が20%以上80%未満であれば、「本来の課税標準」の5%だけ課税標準が増加し、負担水準が80%以上であれば、「前年度の課税標準」が用いられる（課税標準は維持される）<sup>2</sup>。
- 評価替えが行われない年度において、前年度の課税標準が「本来の課税標準」と同額であれば、当年度の「負担水準」は100%であり、「本来の課税標準」が引き続き適用される。
- 評価替えの年度において「本来の課税標準」が前年度より減少すると、当年度の「負担水準」は増加する。このとき、評価替えの前年度において（前年度の）「本来の課税標準」により課税が行われていた場合は、当年度は減少後の（当年度の）「本来の課税標準」が用いられる。他方、評価替えの前年度において（前年度の）「本来の課税標準」より課税標準が少なかった場合は、当年度の「負担水準」が100%以上であれば前年度より課税標準は減少するが、当年度の「負担水準」が100%未満であれば課税標準は据置または5%増加となる<sup>3</sup>。
- 評価替えの年度において「本来の課税標準」が前年度より増加すると、当年度の「負担水準」は減少する。この場合、当年度の「負担水準」は100%未満となり、据置・5%増加・「本来の課税標準」の20%に引上げ、のいずれかの措置がとられる。

<sup>1</sup> これは、1994年度に固定資産税の課税標準の計算方法を全国的に統一した際に、従来の課税標準と比べて差がある場合、その差を少しずつ調整していく制度を設けたことや、3年に一度の評価替えにより固定資産税評価額が大きく上昇した場合であっても、課税標準は少しずつ調整される制度が設けられているためである。

<sup>2</sup> 評価替えにより負担水準が20%未満となった場合は、直ちに「本来の課税標準」の20%まで課税標準が引上げられるため、評価替えが行われない年度において、負担水準が20%未満となることはない。

<sup>3</sup> 脚注2と同様に、この場合も負担水準が20%未満となることはない。

### ◆1-2. 大綱による改正案

- 1994 年度に課税標準を大きく見直した（引上げられることが多かった）時からこの負担調整措置はとられており、多くのケースでは前年度の課税標準は「本来の課税標準」よりも低く、毎年 5%ずつ課税標準が引上げられることが多かった。
- その後、地価が下落傾向にあったことや、5%ずつの課税標準の引上げが累積されてきたことから、現在では負担水準が 80%以上 100%未満となり課税標準が据え置かれることや、負担水準が 100%以上となり「本来の課税標準」が用いられることが多くなっている模様である。
- 2011 年度では、小規模住宅用地のうち、29.9%の土地が「本来の課税標準」、66.3%の土地が「前年度の課税標準」（負担水準 80%以上 100%未満のため、据置特例適用）で課税が行われており、計 96.2%の土地が「本来の課税標準」または「前年度の課税標準」で課税されている<sup>4</sup>。
- 政府税制調査会で、総務省は、当年度の「本来の課税標準」で課税が行われる土地と、据置特例により「前年度の課税標準」で課税が行われる土地の課税標準の格差を是正すべきと主張し、議論が行われた。据置特例により「前年度の課税標準」で課税が行われる土地は、当年度の「本来の課税標準」と比べて課税標準が 80%以上 100%未満となっており、この格差を是正すべきであると主張された。
- 結果として、大綱では「前年度の課税標準」で課税が行われる据置特例を段階的に廃止することとした。
- 具体的には、負担調整措置を次のように改正するものとしている。

図表 2 負担調整措置の改正案

負担水準	2012年度・2013年度の課税標準	2014年度以後の課税標準
100%以上	「本来の課税標準」を用いる	「本来の課税標準」を用いる
90%以上100%未満	「前年度の課税標準」を用いる(据置特例)	「前年度の課税標準」に、当年度の「本来の課税標準」の5%を加えた額とする(注2)
20%以上90%未満	「前年度の課税標準」に、当年度の「本来の課税標準」の5%を加えた額とする(注1)	
20%未満	当年度の「本来の課税標準」の20%とする	当年度の「本来の課税標準」の20%とする

(注1)ただし、当年度の「本来の課税標準」の90%を上限とする。

(注2)ただし、当年度の「本来の課税標準」の100%を上限とする。

(出所)大和総研資本市場調査部制度調査課作成

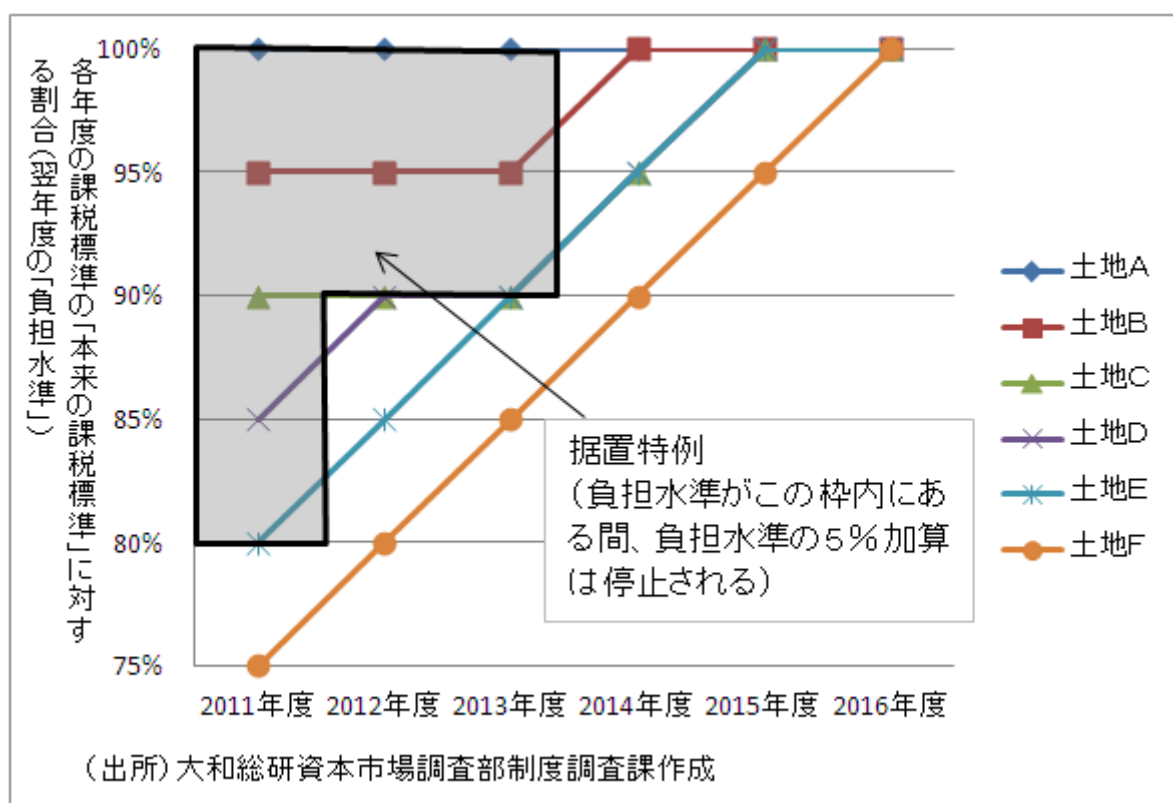
### ◆1-3. 設例による解説

- 例を挙げて説明すると、次のように負担水準は変動する。
- 2012 年度および 2015 年度は固定資産税評価額の評価替えの年であるが、その際に評価に変動がないとする。すなわち、2011 年度から 2016 年度までにおいて「本来の課税標準」は同じとする。この場合、土地A～土地Fの2012年度の負担水準（2011年度の課税標準の2012年度の「本来の課税標準」に対する割合）がそれぞれ 100%（土地A）、95%（土地B）、90%（土地C）、85%（土地D）、80%（土地E）、75%（土地F）がある。これらの土地について、大綱による改正後の課税標準の引上げスケジュールを示したものが次の図表3である。

<sup>4</sup> 土地の割合の計算方法は、面積ベースではなく、課税標準額ベースである。政府税制調査会資料より。



図表 3 大綱による改正後の課税標準の引上げの例



○大綱による改正がなければ、これらの土地のうち、2012年度に課税標準が上げられるのは、2012年度の負担水準が75%である土地Fのみである。だが、大綱による改正が行われれば、2012年度の負担水準が80%である土地E、85%である土地Dについても課税標準が上げられる。土地B・土地Cについては、負担水準が90%以上100%未満であるので、前年度（2011年度）の課税標準が維持される。土地Aは、「本来の課税標準」による課税が行われる（土地Aについては2013年度以後も課税標準が変わらない）。

○2013年度においては、土地Eおよび土地Fの課税標準が上げられる。土地B・土地C・土地Dは、2013年度の負担水準が90%以上100%未満であるので、前年度の課税標準が維持される。

○2014年度においては、土地B・土地C・土地D・土地E・土地Fの課税標準が上げられる。据置特例がなくなるため、2014年度における負担水準が100%未満の全ての土地の課税標準が上げられることになる。

○2015年度以後も、負担水準が100%未満の土地の課税標準が上げられていく。

○この土地A～Fが全て「東京都内で200㎡以下、固定資産税評価額3,000万円」の居住用地だとすると、固定資産税と都市計画税の「本来の課税標準」は500万円である<sup>5</sup>。東京都の固定資産税の税率は1.4%、都市計画税の税率は0.3%であるので、「本来の課税標準」の場合の税額は、合わせて年8.5万円（固

<sup>5</sup> 厳密には、「固定資産税」を計算する際には200㎡の住宅用地は課税標準を1/6にするが、「都市計画税」を計算する際には、200㎡以下の住宅用地は課税標準を1/3にした上で税額を1/2にする計算方法をとる。だが、意味合いは両者とも同じであるので、本稿では固定資産税と都市計画税の課税標準を同じものとして扱う。

定資産税、7万円、都市計画税1.5万円)である。

○2011年度において、土地Aは「本来の課税標準」を用いて8.5万円の税が課されている一方、土地Bの税額は土地Aの95%水準の8.075万円、土地Eは土地Aの80%水準の6.8万円、土地Fは土地Aの75%水準の6.375万円である。土地B～土地Fは、段階的に土地Aと同水準まで税額が増加することになる。

## 2. 住宅取得等資金の贈与税特例の延長・拡充

### ◆2-1. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税枠の延長・拡充

○現在、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、一定額まで贈与税非課税となる措置がある。この措置について、大綱では、次の図表4のとおり、延長・拡充することとした。

図表4 住宅取得等資金の贈与税非課税枠の延長・拡充案

贈与を受ける者	住宅の種類	贈与を受けた年			
		2011年 (現行)	2012年	2013年	2014年
一般	省エネ・耐震住宅	1,000万円	1,500万円	1,200万円	1,000万円
	一般住宅		1,000万円	700万円	500万円
東日本大震災の被災者	省エネ・耐震住宅		1,500万円	1,500万円	1,500万円
	一般住宅		1,000万円	1,000万円	1,000万円

(出所)大綱等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○大綱では、「省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋」(以下、省エネ・耐震住宅)については、非課税枠を一般の住宅より大きく設定することとしている。

○また、贈与を受ける者が一般(東日本大震災の被災者以外)の場合は、非課税枠は2012年から2014年にかけて縮小していくが、東日本大震災の被災者の場合は、2012年から2014年まで同額(省エネ・耐震住宅は1,500万円、一般住宅は1,000万円)の非課税枠が利用できるものとしている。

○なお、現行法の規定では、贈与を受けて新築・増改築等を行う住宅について床面積の下限(50㎡)は設定されているが、上限は設けられていない。大綱では、東日本大震災の被災者を除いて、対象となる住宅の床面積に上限(240㎡)を設けることとしている。

図表5 住宅取得等資金の贈与税非課税枠の主な利用条件

贈与をする者	贈与を受ける者の直系尊属(父母・祖父母等)であること
贈与を受ける者	贈与を受ける年の1月1日において20歳以上であり、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること
住宅の制限	床面積が50㎡以上であり、1/2以上が居住用部分であること等 【大綱では、東日本大震災の被災者以外について、「240㎡以下」を要件に追加】

(出所)大綱等より大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## ◆2-2. 相続時精算課税の住宅取得等資金の特例の延長

- 贈与税について相続時精算課税を利用する場合、原則として、贈与をする者（親）の年齢が65歳以上でなければならない。ただし、住宅取得等資金の贈与の場合は、親の年齢が65歳未満であっても相続時精算課税を利用できる特例が設けられている（2011年12月31日まで）。
- この特例について、大綱では適用期限を3年延長し、2014年12月31日までとすることとした。
- なお、親からの贈与の場合、前述の「直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税枠」と、相続時精算課税の特別控除額（贈与時に非課税となる金額<sup>6</sup>）2,500万円を併用できる。

## 3. 住宅税制（住宅ローン減税・投資型減税など）の改正

### ◆3-1. 住宅ローン減税の拡充

- 住宅ローン減税とは、一定の要件を満たす居住用住宅をローンで取得した場合に、入居した年から原則10年間、所得税の税額控除を受けられる制度である（所得税から控除し切れない場合、住民税からも控除可能）。
- 大綱では、住宅ローン減税について、「認定省エネルギー建築物（仮称）のうち一定の住宅」（以下、認定住宅）を新築<sup>7</sup>した場合、「長期優良住宅」と同じ限度額を適用できることとした（一般の住宅よりも限度額が拡充される）。
- また、東日本大震災の被災者については、新しく住宅を取得した住宅について、住宅ローン減税の限度額および控除額を拡充する措置が設けられている（これは、改正法が既に成立している）。
- これらを合わせて、住宅ローン減税の改正（案）についてまとめると、次の図表6のようになる。

図表6 住宅ローン減税の改正（案）

入居年	一般住宅			長期優良住宅・認定住宅(注1)			東日本大震災の被災者		
	限度額	控除率	10年間の最大減税額	限度額	控除率	10年間の最大減税額	限度額	控除率	10年間の最大減税額
2011年	4,000万円	1.0%	406.72万円	5,000万円	1.2%	610.08万円	4,000万円	1.2%	488.06万円
2012年	3,000万円		305.67万円	4,000万円	1.0%	407.56万円	4,000万円		489.07万円
2013年	2,000万円		204.20万円	3,000万円		306.30万円	3,000万円		367.56万円

(注1) 各年の税額控除額＝年末の住宅ローン残高(ただし限度額以内)×控除率である。税額控除額を所得税から控除できない場合は住民税からも控除できるが9.75万円以内等の制約がある。

(注2) 10年間の最大減税額＝限度額×控除率×10年。ただし、2013年以後分については、復興特別所得税(付加税2.1%)が、住宅ローン減税の適用後の税額に対してかかることを考慮し、最大減税額に2.1%を加算して計算している。

(注3) 認定住宅については、2012年以降の入居に限る。認定住宅に関する規定のみが、法律未成立である。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

<sup>6</sup> 相続時には、相続時精算課税により贈与を受けた金額と相続財産について通算して、相続税が課税される。なお、「直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税枠」を利用した金額については、相続時精算課税を利用した場合でも、相続税の課税対象とならない（相続財産との通算対象とならない）。

<sup>7</sup> または、建築後使用されたことのない住宅の取得。

○なお、復興特別所得税（付加税）として、2013年1月以後、税額控除（住宅ローン減税を含む）後の税額に2.1%を加算することが既に法定されている<sup>8</sup>。住宅ローン減税の適用により所得税額がゼロとなる場合は、復興特別所得税（付加税）も負担しないこととなる。

### ◆3-2. 長期優良住宅の投資型減税の縮小

- 長期優良住宅を新築した場合、住宅ローン減税の代わりに投資型減税を選択することも可能である。投資型減税は、住宅ローン残高に関わらず、投資額（性能強化のため一般住宅よりもかかる費用）に応じて減税を受けられる制度である。
- 長期優良住宅の投資型減税は、現行では2011年12月31日をもって期限切れとなるが、大綱ではこれを、最大減税額を現行の100万円から50万円に縮小した上で、2013年12月31日まで2年延長することとした。ただし、最大減税額の縮小について、限度額の引下げか、控除率の引下げか、その両方かについては、大綱に記載されていない。
- 既に実施が決まっている復興特別所得税（付加税）は、2013年1月以後、税額控除（投資型減税を含む）後の税額に2.1%を加算するものである<sup>9</sup>。したがって、投資型減税の適用により所得税額がゼロとなる場合は、復興特別所得税（付加税）も負担しないこととなる。

図表7 長期優良住宅の投資型減税の改正案

入居年	限度額	控除率	最大減税額
2011年	1,000万円	10%	100万円
2012年	?	?	50万円
2013年(注3)	?	?	51.05万円

(注1) 減税額＝性能強化費(ただし、限度額以内)×控除率。住民税からの控除は不可だが、1年に限り控除額の繰越が可能。

(注2) 大綱には、最大減税額の引下げのみしか記載がなく、限度額の引下げか控除率の引下げかその両方か現時点では不明。

(注3) 2013年分については、復興特別所得税(付加税2.1%)が、投資型減税の適用後の税額に対してかかることを考慮し、最大減税額に2.1%を加算して計算。2012年分の控除額の繰越に対する付加税分は考慮せず。

(出所) 大綱等より大和総研資本市場調査部制度調査課試算

<sup>8</sup> 復興特別所得税（付加税）について、詳しくは2011年12月7日発表「2011年度税制改正第2弾の解説」（是枝俊悟）を参照。

<sup>9</sup> 復興特別所得税（付加税）について、詳しくは2011年12月7日発表「2011年度税制改正第2弾の解説」（是枝俊悟）を参照。

### ◆3-3. その他の主な住宅税制の改正

○大綱に記載された、その他の主な住宅税制の改正内容は以下のとおりである。

#### 【所得税・住民税】

- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1.5億円以下（現行：2億円以下）に引下げた上で、適用期限を2年延長（2013年12月31日まで適用）することとした。
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、適用期限を2年延長（2013年12月31日まで適用）することとした。

#### 【固定資産税】

- ・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置（新築から5年度または7年度、税額を1/2とする措置）について、適用期限を2年延長（2014年3月31日まで適用）することとした。
- ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置（新築から3年度または5年度、税額を1/2とする措置）について、適用期限を2年延長（2014年3月31日まで適用）することとした。

#### 【不動産取得税】

- ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の1/2とする特例措置について、適用期限を3年延長（2015年3月31日まで適用）することとした。
- ・住宅および土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置について、適用期限を3年延長（2015年3月31日まで適用）することとした。
- ・長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（課税ベースを100万円控除する措置）について、適用期限を2年延長（2014年3月31日まで適用）することとした。

## 4. 先送りされた相続税・贈与税の改正案について

○相続税・贈与税については、2011年度税制改正大綱にて、相続税の課税強化（基礎控除の引下げや最高税率の引上げなど）や贈与税の軽減（子・孫への贈与の税率軽減）などの改正を行うものとしていた。

○しかしながら、野党の反対により、これらの改正は成立せず、今後も成立の見通しが立たないため、2012年度税制改正大綱では、いったん削除されている。ただし、政府は、消費税率引上げを含む税制抜本改革の際の実現を目指すこととしており、今後も予断を許さない状況となっている。

○以下、参考までに2011年度税制改正大綱に記載された改正内容について紹介する。

#### ◆4-1. 相続税の改正案

##### (1) 基礎控除

○基礎控除額については、2011年度税制改正大綱では、下記のとおり引下げることとしていた。

現行制度：5,000万円＋1,000万円×法定相続人数

→ (参考) 改正案：3,000万円＋600万円×法定相続人数 (現行比40%引下げ)

##### (2) 税率構造

○税率構造については、2011年度税制改正大綱では、最高税率を55%に引き上げ、さらにブラケットについても、下記のとおり見直すこととしていた。最高税率の引き上げ及び高課税価格帯のブラケット幅の縮小により、高い遺産額の場合を中心に資産再分配機能の回復を図ることを目的としていた。

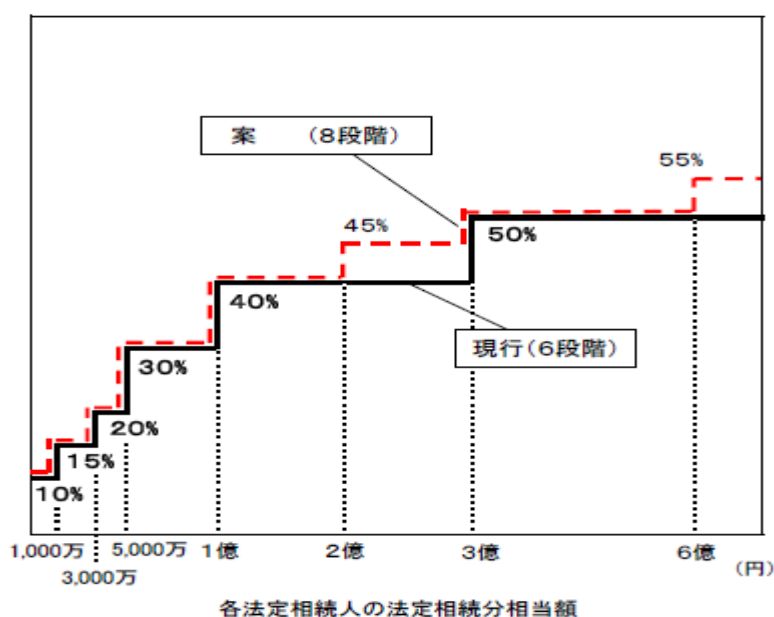
参考図表1 相続税率の改正案 (2012年度税制改正大綱では削除)

現行			(参考) 改正案		
各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額	各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%		1,000万円以下	10%	
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円	1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
			2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

算定式：各法定相続人の法定相続分相当額 × 税率 - 速算控除額

(出所) 2011年度税制改正大綱等より大和総研資本市場調査部制度調査課作成

参考図表2 相続税率の改正案のグラフ (2012年度税制改正大綱では削除)



(出所) 政府税制調査会資料より大和総研資本市場調査部制度調査課作成

### (3) 死亡保険金に係る非課税限度額

- 現行制度では、500 万円に法定相続人の人数をかけた金額を非課税限度額としているが、2011 年度税制改正大綱では、相続人の生活安定という趣旨や他の金融商品との課税の中立性確保の要請等を踏まえ、適用対象となる法定相続人の範囲を制限することとしていた。
- 具体的には、500 万円に、未成年者、障害者、または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者のいずれかである法定相続人の数を乗じた金額を非課税限度額とすることとしていた。

### (4) 未成年者控除・障害者控除

- 現行制度では、相続人が 20 歳未満の場合は、相続税額から、20 歳に達するまでの年数×6 万円の税額控除を認めている（未成年者控除）。
- 相続人が障害者の場合には、相続税額から 85 歳に達するまでの年数×6 万円（特別障害者は 12 万円）の税額控除を認めている（障害者控除）。
- 2011 年度税制改正大綱では、物価の動向や相続税の基礎控除額の見直しの内容を踏まえ、税額控除額を下記のとおり引上げることとしていた。

- ・相続人が 20 歳未満の場合は、20 歳に達するまでの年数×10 万円
- ・相続人が障害者の場合には、85 歳に達するまでの年数×10 万円（特別障害者は20 万円）

## ◆4-2. 贈与税の改正案

### (1) 税率構造の見直し

- 2011 年度税制改正大綱では、高齢者から若年世代への生前贈与を促進し、財産の有効活用の観点から、子・孫などの直系卑属（20 歳以上）への贈与の場合に、子・孫などの直系卑属に対し課される贈与税の税率構造を特別に緩和することとしていた。具体的には、相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次のような見直しを行うこととしていた。

参考図表 3 贈与税率の改正案（子・孫への贈与の場合）（2012 年度税制改正大綱では削除）

現行			（参考）改正案		
受贈額（110 万円控除後）	税率	速算控除額	受贈額（110 万円控除後）	税率	速算控除額
200 万円以下	10%		200 万円以下	10%	
200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円	200 万円超 400 万円以下	15%	10 万円
300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円	400 万円超 600 万円以下	20%	30 万円
400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円	600 万円超 1,000 万円以下	30%	90 万円
600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円	1,000 万円超 1,500 万円以下	40%	190 万円
1,000 万円超	50%	225 万円	1,500 万円超 3,000 万円以下	45%	265 万円
			3,000 万円超 4,500 万円以下	50%	415 万円
			4,500 万円超	55%	640 万円

算定式：受贈額（110 万円控除後） × 税率 - 速算控除額

（出所）2011 年度税制改正大綱等より大和総研資本市場調査部制度調査課作成

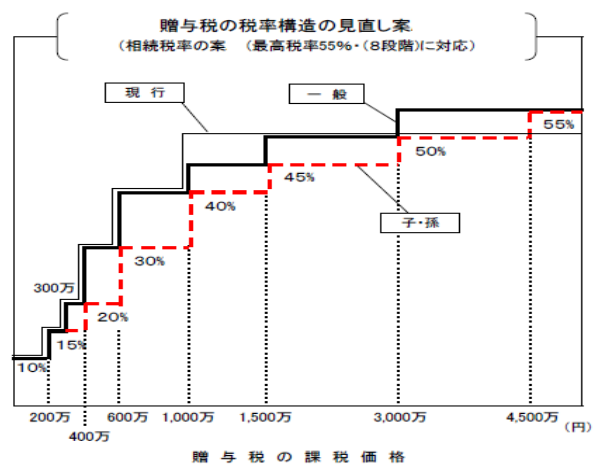
参考図表 4 贈与税率の改正案（一般）（2012 年度税制改正大綱では削除）

現行			（参考）改正案		
受贈額（110 万円控除後）	税率	速算控除額	受贈額（110 万円控除後）	税率	速算控除額
200 万円以下	10%		200 万円以下	10%	
200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円	200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円
300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円	300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円
400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円	400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円
600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円	600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円超	50%	225 万円	1,000 万円超 1,500 万円以下	45%	175 万円
			1,500 万円超 3,000 万円以下	50%	250 万円
			3,000 万円超	55%	400 万円

算定式：受贈額（110 万円控除後） × 税率 - 速算控除額

（出所）2011 年度税制改正大綱等より大和総研資本市場調査部制度調査課作成

参考図表 5 贈与税率の改正案のグラフ（2012 年度税制改正大綱では削除）



（出所）政府税制調査会資料より大和総研制度調査課作成

## (2) 相続時精算課税の見直し

- 現行制度では、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は20歳以上の推定相続人（子）に限定されている。2011 年度税制改正大綱では、対象となる受贈者に20歳以上である孫を加えることとしていた。
- また、贈与者についても、現行制度では65歳以上という年齢要件があるが、2011 年度税制改正大綱ではこれを60歳以上に引下げることであった。

【以上】



2011年12月29日 全8頁

# 2012年度税制改正大綱（国際課税）

資本市場調査部制度調査課  
鳥毛 拓馬

## 国外財産調書制度の創設、過大支払利子税制の導入

### [要約]

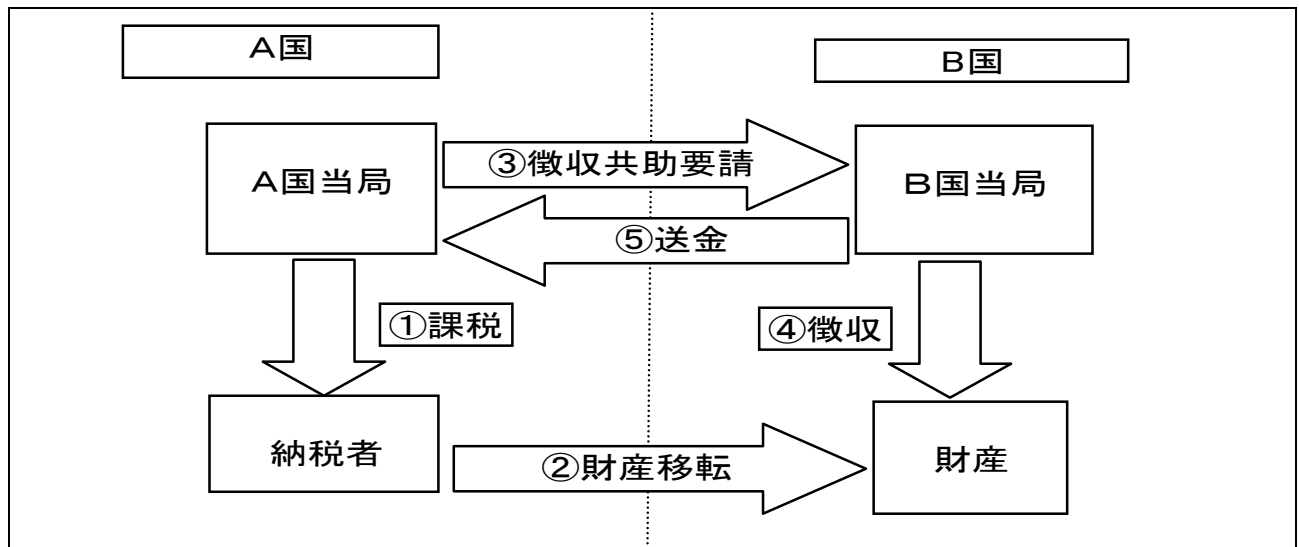
- 2011年12月10日、政府は、2012年度税制改正大綱を閣議決定した。大綱には、国際課税に関する主な改正として、「徴収共助に関する規定の見直し」、「国外財産調書制度の創設」、「過大支払利子税制の導入」が盛り込まれた。
- 「徴収共助に関する規定の見直し」は、わが国が2011年11月に税務行政執行共助条約に署名したこと等を踏まえ、条約の国内担保法の整備の一環として行われることになっているものである。
- 「国外財産調書制度」とは、一定額を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度である。国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れが近年増加傾向にあること等を踏まえ、内国税の適正な課税及び徴収に資するために設けられることになっている。
- 「過大支払利子税制」とは、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するための措置である。支払利子を利用した課税ベースの流出リスクに対する近年の主要先進国における対応を踏まえ、導入を目指すものである。
- 本稿では、これらの制度について概説する。

### 1. 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備

- わが国は、2011年11月3日のG20カンヌ・サミットにおいて、税務行政執行共助条約に署名した。この条約は、条約締約国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力を行うための多国間条約であり、同時点で米国、英国、フランス、ドイツなど32カ国が署名している。
- この条約は、租税に関する情報交換、徴収共助、文書送達共助という3つの国際協力について規定している。
- このうち徴収共助とは、相互主義の下、ある国の税務当局が、他国の税務当局からの要請に基づき、当該他国の租税債権を当該他国のために、当該他国の納税者または納税者の財産から徴収することをいう。
- 例えば、A国の租税を滞納している納税者の財産がB国にあるとする（図表1参照）。この場合に、A国はB国に徴収共助を要請し、B国はこの納税者のB国内にある財産から徴収して、A国に送金するという仕組みである。

- 徴収共助は、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の課税当局が互いに租税条約相手国の租税債権を徴収していこうという枠組みである。
- 経済活動の国際化の進展に伴い、国境を越えた脱税、租税回避等が問題となっており、租税債権の徴収についても、国際的な協力を行うことの必要性が国際的にも認識されてきている。

図表 1 徴収共助の仕組み（イメージ）



（出所）政府税制調査会資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

- 徴収共助や送達共助を実施するためには、条約のみならず国内法を整備する必要がある。
- そこで、大綱では、税務行政執行共助条約等における徴収共助等に関する規定についての国内担保法を整備する観点から、次の（１）～（３）の措置を講じるとしている。これらの改正は、2013年7月1日から適用されることになっている。

#### （１）外国租税債権の優先権の否定に関する規定の整備

- わが国の一般私債権者の債権回収機会を損なわないようにするため、以下の措置を講じることとしている。

- ・ 租税条約等の相手国等から徴収共助の要請があった外国租税債権を徴収する場合には、国税徴収法における国税の優先権に関する規定を適用しない。
- ・ 当該外国租税債権の徴収手続が民事執行手続または倒産手続と競合した場合には、当該外国租税債権に優先配当されないようにする。

#### （２）徴収共助等を実施しない事由の整備

- わが国の国益に悪影響が及ぶ場合や、私人の権利を制約する場合など相手国に協力するのが適切でない場合については、徴収権限を行使しないものとする必要があるとの考えから、徴収共助等を実施しない事由を整備することとしている。

- 具体的には、租税条約等の相手国等から徴収共助または保全共助の要請があったときは、当該要請が当該租税条約等の規定に基づかない要請である場合、当該相手国等において納税者の権利救済の機会が適切に確保されていない場合等の事由に該当する場合には、当該要請に係る共助を実施しないこととしている。

### (3) 徴収共助等・送達共助の実施のための手続等の整備

- 大綱では、図表2のとおり、徴収共助の開始からの手続の明確化、条約が定める保全共助や消滅時効に係る規定を担保する国内法及び文書送達共助を実施するための国内法を整備するとしている。

図表2 徴収共助等・送達共助の実施のための手続等の整備

徴収共助等	徴収共助等の要請があった場合の手続等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 徴収共助または保全共助の要請があった外国租税債権に関する以下の規定の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その徴収手続及び保全手続についての国税徴収法等の準用規定</li> <li>・ 当該外国租税債権の額等は当該相手国等でのみ争訟の対象となる旨の規定</li> <li>・ その他徴収共助及び保全共助の実施から終了までの手続等</li> </ul> </li> <li>○ 罰則規定の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴収共助または保全共助における滞納処分免脱犯（2年以下の懲役または150万円以下の罰金）</li> <li>・ 検査忌避犯（6月以下の懲役または50万円以下の罰金）</li> <li>・ 税務職員の守秘義務違反（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）</li> </ul> </li> </ul>
	相手国等への要請による徴収のための規定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ わが国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収共助または保全共助の要請をした国税に関する以下の規定の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴収権の消滅時効の中断（※）等の特例</li> <li>・ 徴収の時期の特例</li> <li>・ 当該相手国等から送金を受けた場合の充当に関する規定</li> </ul> </li> <li>○ 国内における国税の徴収に関する手続について、所要の規定の整備</li> </ul>
	相手国等から送達共助の要請があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税通則法における書類の送達に関する規定に準じて送達を行う</li> </ul>
送達共助	相手国等への要請による送達をする場合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税に関する法律に基づいて税務署長等が発する書類の送達を受けべき者の住所等が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法の規定による書類の送達のほか、当該相手国等の権限ある当局に囑託して送達を行うことができることとする。</li> <li>○ 国外への送達に関し、公示送達の手続規定の整備を行う。</li> </ul>

（※）既に進行してきた時効期間の効力を失わせること

（出所）「平成24年度税制改正大綱」を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

## 2. 国外財産調書制度の創設

- 近年、国外財産に係る所得の申告漏れや相続財産の申告漏れについては、増加傾向にある状況とされる。
- もっとも、国外財産に係る情報については、①執行管轄権の制約から、国外の金融機関等に対して調書の提出を求めることや税務調査権限を行使することは困難であり、また、②租税条約等に基づく外国

当局との情報交換でも網羅的に納税者の情報の提供を要請することは困難であるなど、国内財産と比べて把握体制が脆弱とされている。

- 現行税制では、確定申告書提出義務者で、その年の所得金額の合計額が 2 千万円超の者は、財産債務明細書を提出することになっており、この明細書には、国外に存する財産と債務についても記載することになっている。しかし、財産債務明細書に関する罰則等はないため、正確に申告する者は少ないという実情があるようである。
- そこで、大綱には、内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度（国外財産調書制度）を創設することが盛り込まれた。

### （１）国外財産調書の提出

- その年の 12 月 31 日時点において価額の合計額が 5 千万円を超える国外財産を有する居住者は、国外財産調書を、翌年 3 月 15 日までに、税務署長に提出しなければならないこととしている。国外財産調書には、国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載する。
- この 5 千万円という基準は、現行の相続税の基礎控除の定額部分を勘案したものとされている。
- 財産の評価については、原則として時価とし、例外として見積価額とすることもできることとしている。
- また、国外財産調書に記載した国外財産については、所得税法の規定にかかわらず、財産債務明細書への内容の記載は要しないこととしている。この場合、運用上、財産債務明細書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することとしている。

### （２）提出促進策

- 大綱には、上記国外財産調書の提出を促進する施策として、優遇措置と加罰措置を盛り込まれている。
- 優遇措置としては、国外財産に係る所得税または相続税について申告漏れまたは無申告（以下、申告漏れ等）について、提出された国外財産調書<sup>1</sup>に、次のとおり、当該国外財産の記載がある部分については、過少申告加算税または無申告加算税は、当該所得税または相続税の 5 % に相当する金額を控除して、これらの加算税を課するとしている。

- ① 次に掲げる所得に係る所得税について申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書（譲渡、解約等がある場合はその前年分の国外財産調書）に、当該申告漏れ等となった所得に係る国外財産の記載があるとき
- (a) 国外財産から生じる利子・配当
  - (b) 国外財産の貸付け・譲渡による所得
  - (c) その他国外財産に起因して生じた所得（具体的事例を通達に例示）

<sup>1</sup> 更正・決定を予知して期限後に提出されたものを除く。

② 国外財産に係る相続税について申告漏れ等がある場合において、被相続人により提出された相続の前年分の国外財産調書または相続人により提出された相続の年分の国外財産調書のいずれかに、当該申告漏れ等に係る国外財産の記載があるとき

- 一方、加罰措置としては、上記囲み部分の①の所得に係る所得税について申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書の提出がないときまたは国外財産の記載がない（記載不備を含む）部分については、過少申告加算税または無申告加算税は、当該所得税の5%に相当する金額を加算してこれらの加算税を課するとしている。なお、大綱には、相続税に対する加罰措置について記載されていない。これは、被相続人が国外財産調書を提出していない場合に、相続人に加罰措置を課するのは不合理と考えられたためと思われる。

### （3）罰則

- 国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）を設け、併せて、情状免除規定を設けることとしている。

### （4）適用時期

- これらの改正は、2014年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用するとしている。なお、上記（3）の罰則については、2015年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用するとしている。

## 3. 過大支払利子税制の導入

- 企業の所得の計算上、支払利子が損金に算入されることを利用して、関連企業間の借り入れを恣意的に設定し、関連企業全体の費用収益には影響させずに、過大な支払利子を損金に計上することで、税負担を圧縮しようとする租税回避行為が可能となっている。
- 過大な支払利子に対する対応手法は、大きく分けて①過大な利率に対応する手法、②負債が資本に比して過大な場合に対応する手法、③支払利子が利払い前の所得金額に比して過大な場合に対応する手法の3つある。
- わが国は既に①については移転価格税制、②については過小資本税制で対応しているが、③に対応する制度が存在しない。
- 近年、主要先進国では、租税条約において利子の源泉地国免税を進めると共に、支払利子の損金算入制限措置を強化する傾向にある。
- そこで、大綱では、主要先進国におけるこのような傾向を踏まえ、企業の事業活動の実態に配慮しながら、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、次の措置を講じるとしている。

### （1）概要

- 法人の関連者に対する純（ネット）支払利子等の額が調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入しないものとする。

## (2) 関連者の範囲

- 関連者の範囲は、その法人との間に直接・間接の持分割合 50%以上の関係にある者及び実質支配・被支配関係にある者並びにこれらの者による債務保証を受けた第三者等とする。

## (3) 関連者に対する純（ネット）支払利子等の額

- 関連者に対する純（ネット）支払利子等（以下、関連者純支払利子等）の額は、①関連者に対する支払利子等（以下、関連者支払利子等）の額の合計額から、②これに対応するものとして計算した受取利子等の額を控除した残額とする。

①関連者支払利子等	<p>○ 支払利子等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子</li> <li>・ 利子に準ずるもの（リース取引に係る利息相当額を含む）</li> <li>・ 関連者保証による借入れに伴う保証料等</li> </ul> <p>○ 関連者支払利子等から以下のものは除かれる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等</li> <li>・ その関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者においてわが国の法人税の課税所得に算入されるもの等（これにより、国内関連者への支払利子は除外される）</li> </ul>
②関連者支払利子等の額の合計額に対応する受取利子等	<p>○ 受取利子等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子</li> <li>・ 利子に準ずるもの（リース取引に係る利息相当額を含む）</li> </ul> <p>○ 受取利子等の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総受取利子等の額から債券現先取引等に係る支払利子等に相当する金額を控除した残額のうち関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額（債券現先取引等に係る支払利子等に相当する金額を除く）に占める割合に応じた金額とする。</li> <li>・ 算式  損金不算入額  <math display="block">= \text{関連者純支払利子等} - \text{調整所得金額} \times 50\%</math> <math display="block">= \text{関連者支払利子等} - \text{受取利子等}</math> <math display="block">= \frac{\text{総受取利子等の額} \times \text{関連者支払利子等の額の合計額}}{\text{総支払利子等の額}}</math> </li> </ul> <p>○ 総受取利子等の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その法人が関連者である居住者、内国法人、または国内に恒久的施設を有する非居住者・外国法人から受ける利子等（以下、国内関連者受取利子等）の額は、原則として総受取利子等の額に含まれない。</li> <li>・ ただし、これらの関連者が非関連者または国内に恒久的施設を有しない非居住者・外国法人から利子等の支払を受ける場合には、その金額は、国内関連者受取利子等の額を限度として、総受取利子等の額に含まれる。</li> </ul>

#### (4) 調整所得金額

○ 調整所得金額は、当期の所得金額に、関連者純支払利子等、減価償却費等及び受取配当等の益金不算入額等を加算し並びに貸倒損失等の特別の損益について加減算する等の調整を行った金額とする。

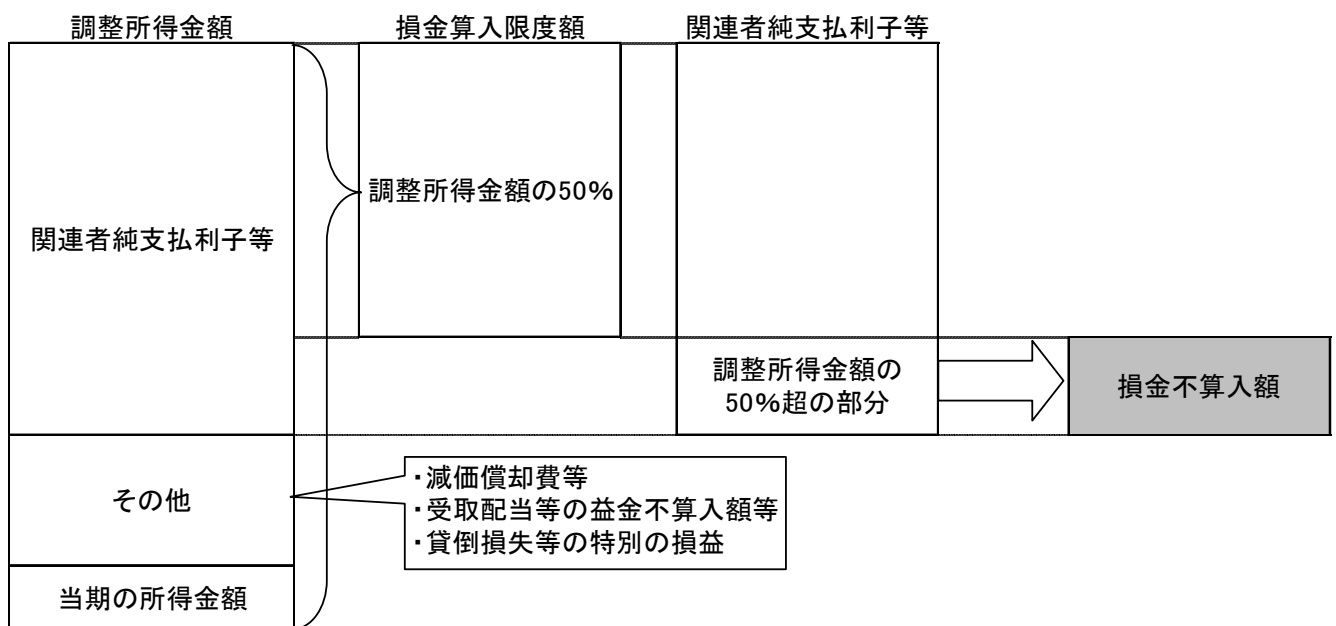
#### (5) 適用除外基準

○ 次のいずれかに該当する場合には、過大支払利子税制を適用しないとしている。

- ① その事業年度における関連者純支払利子等の額が1千万円以下であること
- ② その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額（※）の50%以下であること

（※）関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者においてわが国の法人税の課税所得に算入されるもの等は、含まれないものとする。

図表3 過大支払利子税制のイメージ



（出所）政府税制調査会資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

#### (6) 繰越損金不算入額

○ 当期の関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額（以下、繰越損金不算入額）があるときは、その関連者純支払利子等の額と調整所得金額の50%に相当する金額との差額を限度として、当期の損金の額に算入するものとしている。

○ なお、適格合併または100%子会社の解散による残余財産の全部分配が行われた場合において、被合併法人またはその子会社が繰越損金不算入額を有するときは、その繰越損金不算入額を合併法人または親会社に引き継ぐものとしている。

## (7) 連結納税における過大支払利子税制の適用

- 連結納税における過大支払利子税制は、以下のとおり、連結グループを一体として適用するものとしている。

### 損金不算入額

- 各連結法人の関連者支払利子等の額の合計額からこれに対応する受取利子等（グループ内の他の連結法人からの受取利子等を除く）の額の合計額を控除した残額が、連結調整所得金額の50%を超える場合には、その超える部分の金額は当期の損金の額に算入しないものとしている。
- 連結調整所得金額の計算における調整は、原則として単体納税の場合と同様とする。ただし、グループ内の他の連結法人からの受取配当等に係る益金不算入額等については加算の対象としない等の調整を行うものとする。

### 適用除外基準

- 次のいずれかに該当する場合には、過大支払利子税制を適用しないものとしている。

- ① その連結事業年度における各連結法人の関連者純支払利子等の額の合計額が1千万円以下であること
  - ② その連結事業年度における各連結法人の関連者支払利子等の額の合計額が各連結法人の総支払利子等の額（※）の合計額の50%以下であること
- （※）関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者においてわが国の法人税の課税所得に算入されるもの等は、含まれない。

## (8) 他の制度との関係

### 過少資本税制との適用関係

- 過大支払利子税制と過少資本税制の双方が適用となる場合には、その計算された損金不算入額のうちいずれか多い金額を当期の損金不算入額とする。

### 外国子会社合算税制との適用関係

- 内国法人が関連者である外国子会社等に対して支払った利子等につき外国子会社合算税制と過大支払利子税制の双方が適用となる場合には、過大支払利子税制による損金不算入額（その外国子会社等に対する支払利子等に係る部分に限る）から外国子会社合算税制による合算所得（その外国子会社等に係るものに限る）に相当する金額を控除する等の調整を行うとしている。

## (9) 適用時期

- この改正は、2013年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。